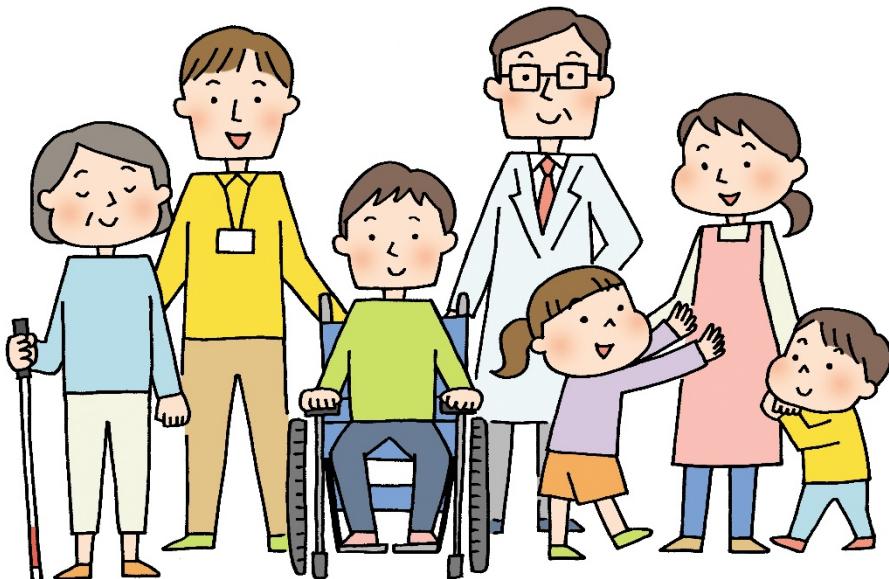


相生市障害者福祉長期計画

第4次相生市障害者基本計画

第7期相生市障害福祉計画 第3期相生市障害児福祉計画



障害のある人もない人も

お互いに認めあい支えあう

地域共生社会の実現

令和6年3月

兵庫県 相生市

はじめに

本市では、「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」を目指すべき将来像として掲げ、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりに取り組んでおります。

障害福祉施策におきましては、平成30年に「第3次相生市障害者基本計画」、令和3年に「第6期相生市障害福祉計画」「第2期相生市障害児福祉計画」を策定し、各種福祉施策の推進、充実に努めているところです。



この間、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が改正され、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別であると規定し、障害のある人への配慮がある、誰もが暮らしやすい社会を目指す取り組みが一層具体化されています。また、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行され、障害のある人が必要とする情報を十分に取得利用し、円滑に意思疎通を図ることが推進されています。

このような状況に対応するため、これまでの計画の基本理念を継承するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できることを目指し、新たに「相生市障害者福祉長期計画（第4次相生市障害者基本計画、第7期相生市障害福祉計画、第3期相生市障害児福祉計画）」を策定いたしました。

本計画では、「障害のある人もない人も お互いに認めあい支えあう 地域共生社会の実現」を基本理念とし、誰もが障害について理解を深め、互いに地域の中で育ち、学び、生活し、働き、活動できるまちを目指して各種施策の推進や、様々な課題に取り組んでいくこととしております。

今後は本計画の基本理念のもと、障害のあるなしに関わらず、相互理解をもって支えあうことで、すべての人が自分らしく安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様、関係者の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たりまして、ご尽力いただきました相生市障害者自立支援協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

相生市長 谷口芳紀

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5
5 計画の推進体制	6
第2章 本市の現状	7
1 統計からみる本市の現状	7
2 障害のある人の現状	8
3 市民アンケートからみる現状	14
4 団体等アンケートからみる現状	30
第2部 第4次相生市障害者基本計画	33
第1章 計画の基本方針	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本目標	35
3 計画推進のために配慮する視点	36
4 計画の施策体系	37
第2章 施策の展開	38
基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり	38
基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり	43
基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり	47
基本目標4 安全安心に暮らせるまちづくり	55
基本目標5 ともに育ちともに学ぶ環境づくり	59
第3部 第7期相生市障害福祉計画及び第3期相生市障害児福祉計画	63
第1章 第7期相生市障害福祉計画	64
1 本市の目標値の設定	64
2 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	70
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	75
第2章 第3期相生市障害児福祉計画	84
1 本市の目標値の設定	84
2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策	86
資料編	88

第1部

総論

1 計画背景と趣旨

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正（平成28年）により、障害のある人の望む地域生活を支援し、障害児支援の多様なニーズに対応するためのサービスの新設、市町村に対する「障害児福祉計画」策定の義務付けなどが定められました。

また、近年の動向として令和3年には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行されました。同年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、令和6年4月より合理的配慮の提供義務が民間事業所にも拡大されることが示されています。さらに、令和4年には障害のある人の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。

兵庫県においては、令和4年3月に「第2期ひょうご障害者福祉計画」を策定し、共生社会の実現、自己決定の尊重、その人が望む生活の尊重を基本理念として、「一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会」を2026年の目標に掲げ、多様な取り組みを推進しています。

本市では、平成30年3月に「相生市障害者福祉長期計画」を策定し、「誰もが自分らしく、いきいきと、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を基本理念に、障害者福祉の推進に取り組んできました。また、令和3年3月には「第6期相生市障害福祉計画」「第2期相生市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの推進に努めてきました。

「第3次相生市障害者基本計画」「第6期相生市障害福祉計画」「第2期相生市障害児福祉計画」が計画期間を終了することを受け、最近の障害者福祉に関する動向やサービス利用状況の推移などを踏まえ、新たに「第4次相生市障害者基本計画」並びに「第7期相生市障害福祉計画」及び「第3期相生市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

（1）法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画並びに「障害者総合支援法」第88条に基づく市町村障害福祉計画及び「児童福祉法」第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に相当するものです。

市町村障害者計画…地域の障害のある人の福祉に関する基本的なことからを定める計画。

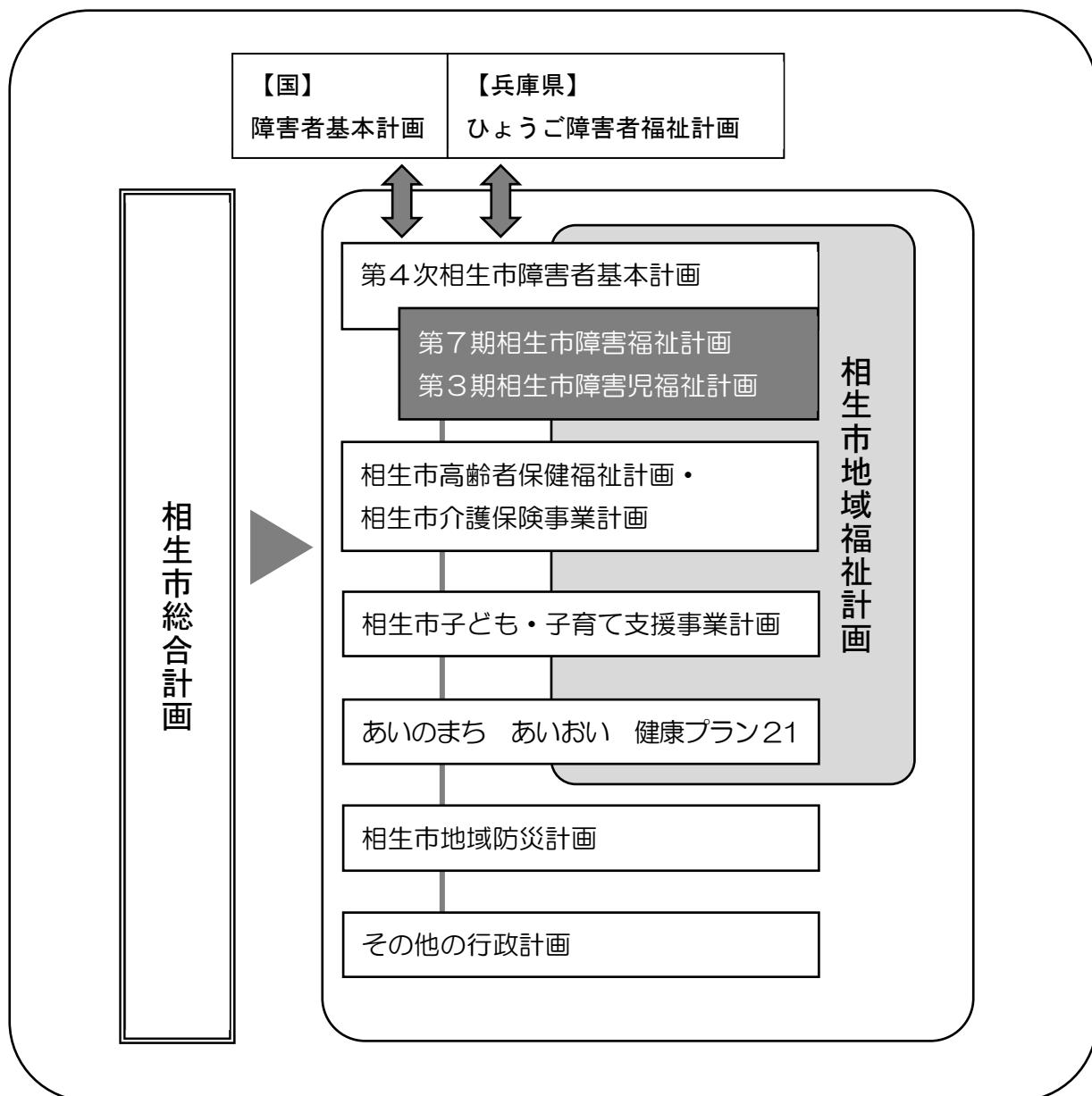
市町村障害福祉計画…障害福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

市町村障害児福祉計画…障害児通所支援及び障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画。

(2) 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画」や兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」、「兵庫県障害福祉推進計画」などを踏まえ策定しました。

また、本市の最上位計画である「相生市総合計画」及び福祉分野の総合的な計画である「相生市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する様々な計画との整合性と連携を図り策定しました。



(3) SDGsの推進

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置付けており、障害分野においても「誰一人取り残さない」という理念のもと、SDGsの目標に貢献できるよう、計画を推進していきます。

■本計画に関連するSDGsのゴール



目標1：貧困をなくそう

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

目標3：全ての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4：質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

目標8：働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがないのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標10：人や国の不平等をなくそう

国内及び各国家間の不平等を是正する

目標11：住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

目標16：平和と公正を全ての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

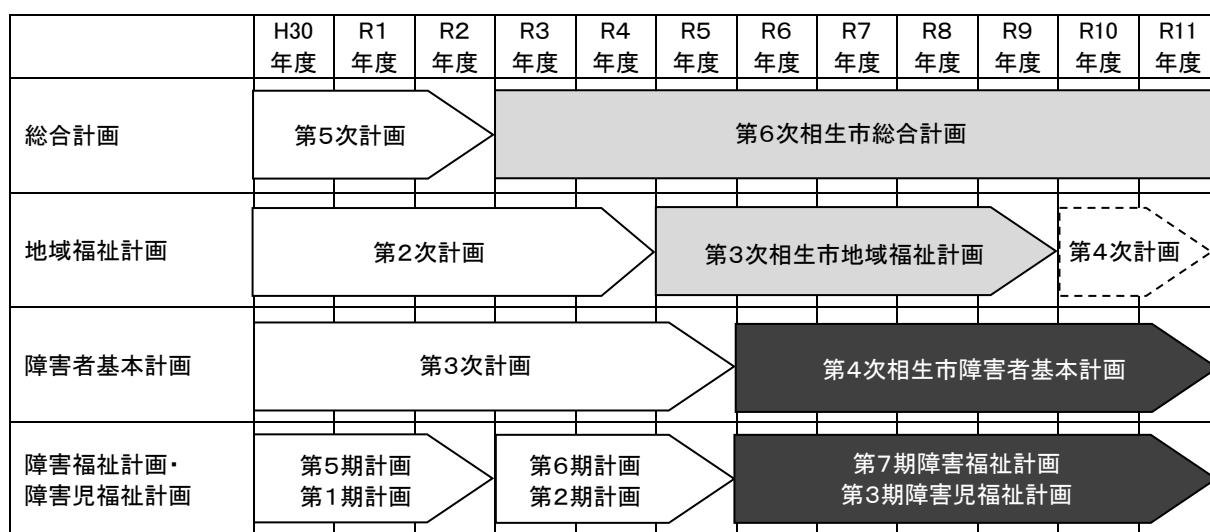
目標17：パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画の期間

「第4次相生市障害者基本計画」は、令和6年度からの6か年計画であり、障害のある人を取り巻く社会環境に多大な影響を与える社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時、必要な見直しを行います。

「第7期相生市障害福祉計画及び第3期相生市障害児福祉計画」は、令和5年の基本指針により3年を1期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改革の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とするとあり、このことを踏まえ、本市においては両計画の期間を6年間（令和6年度～令和11年度）としています。なお、国の指針に即して3年目に中間見直しを実施するとともに、障害福祉に関するニーズ等の分析・評価を行い、必要に応じて時点修正を行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障害のある人の自立した地域生活の支援などを目的に、障害者福祉関連の団体・機関等の関係者らで構成される相生市障害者自立支援協議会において、審議を行いました。

また、障害のある人や市民を対象としたアンケート、当事者団体や障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート及びパブリックコメントを実施し、多くの意見を聴取して本計画への反映に努めました。

5 計画の推進体制

（1）関係団体・関係機関等との連携

障害福祉サービスの推進に当たっては、相生市社会福祉協議会や相生市障害者自立支援協議会、サービス提供事業者をはじめ、当事者団体などの関係団体・関係機関との連携を強化し、協働体制で計画の着実な推進に努めます。

また、障害者施策はその分野が多岐にわたることから、各分野を所管する庁内関係各部との連携を図り、情報や課題を共有し、障害者福祉の充実に努めます。

（2）国・県・近隣自治体との連携

障害のある人や障害のある児童に対する福祉サービスの質・量を拡大するためには、本市だけの取り組みでは不十分な点もあることから、国・県及び近隣市町との連携を強化し、十分なサービス量の確保と、サービスの質の継続的な向上を図ります。

（3）計画の周知・啓発

本計画を実効性のあるものにするためには、地域住民の理解と参画が不可欠であることから、広報紙・ホームページなどを通じて地域住民に対する周知・啓発を継続的に行い、地域共生社会の実現を目指します。

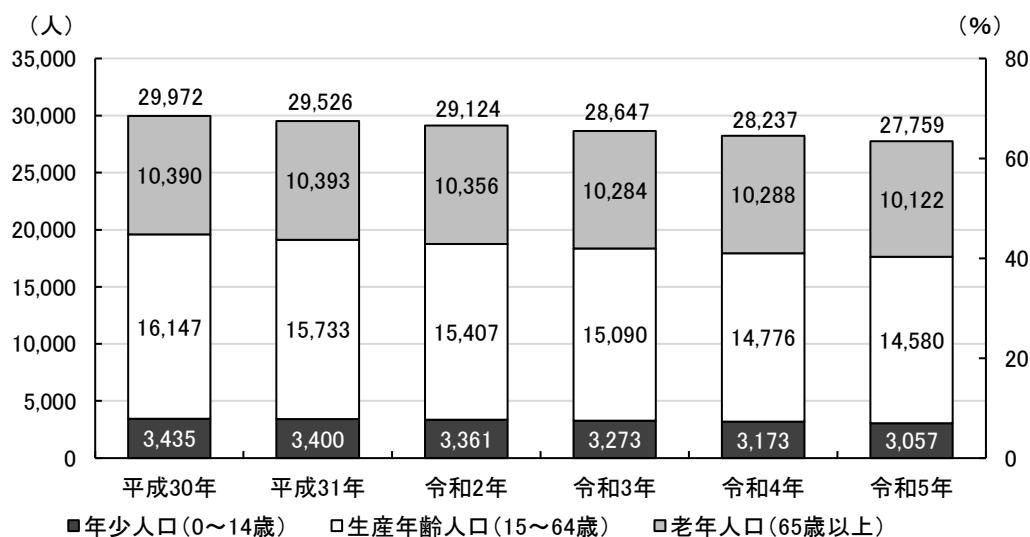
第2章 本市の現状

1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和5年は平成30年と比較して2,213人(7.4%)減の27,759人となっています。

年齢3区分別で人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)ともに減少を続けています。



資料／住民基本台帳（各年3月31日現在）

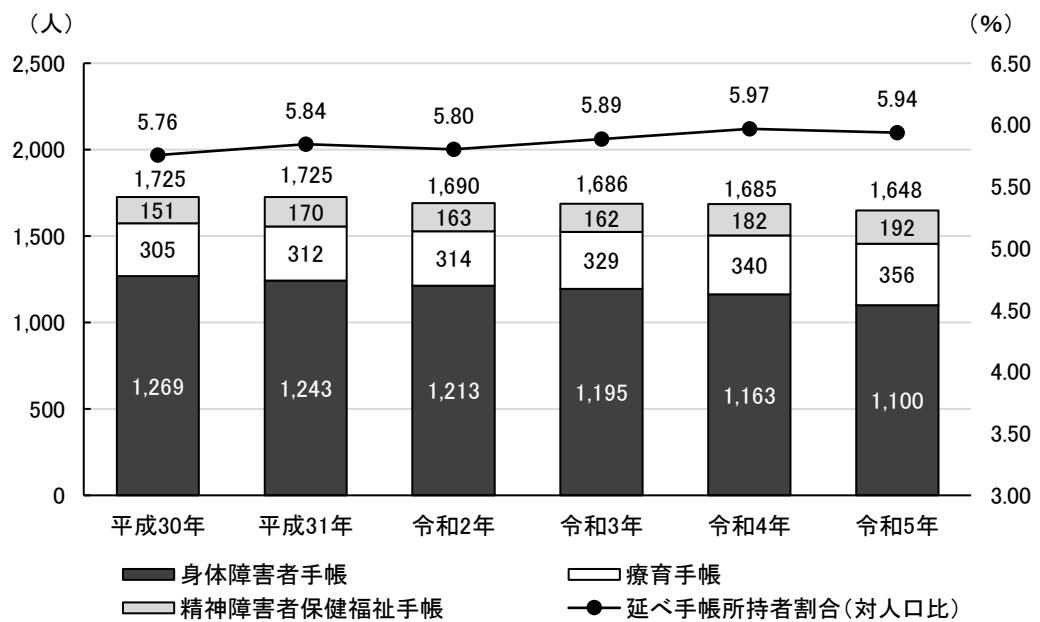
2 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳）所持者数は、令和2年以降概ね横ばいで推移していましたが、令和5年で減少し、1,648人となっています。

手帳の種別でみると、身体障害者手帳の所持者は平成30年以降減少傾向で推移しています。療育手帳の所持者数は年々増加傾向となっています。精神障害者保健福祉手帳は、令和3年以降増加しています。

総人口に対する手帳所持者の割合は、年ごとに増減はあるものの、全体としては増加傾向にあります。

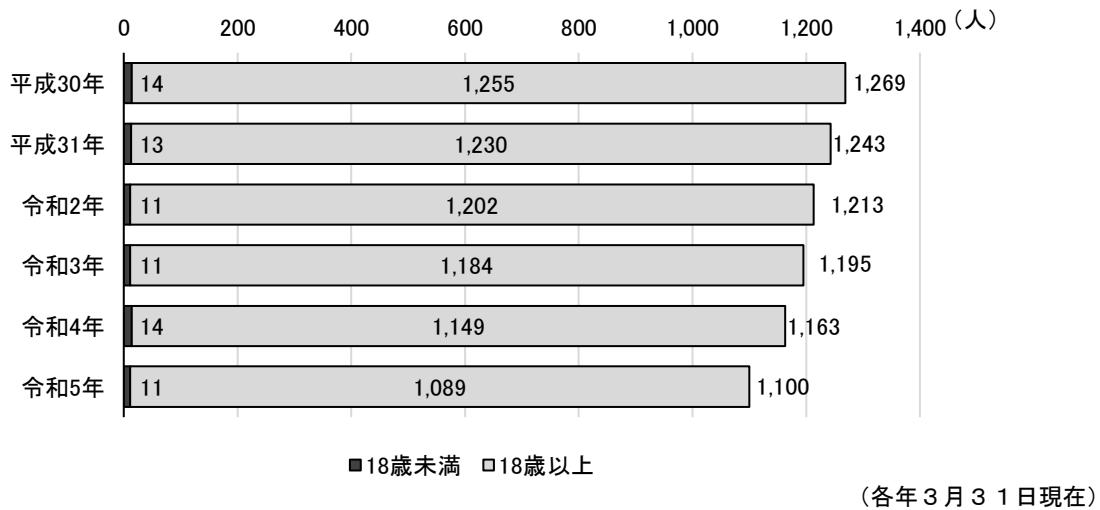


(各年3月31日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

■年齢別手帳所持者数の推移

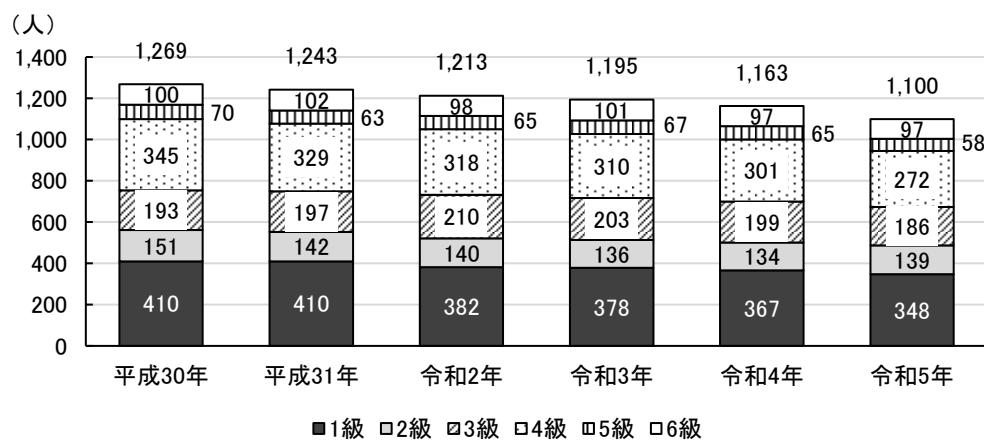
身体障害者手帳所持者数の推移を年齢別でみると、18歳未満は横ばい傾向となっており、11人から14人で推移しています。18歳以上は平成30年以降減少傾向で推移しています。全体でみると、令和5年は平成30年と比較して169人(13.3%)減の1,100人となっています。



■等級別構成比

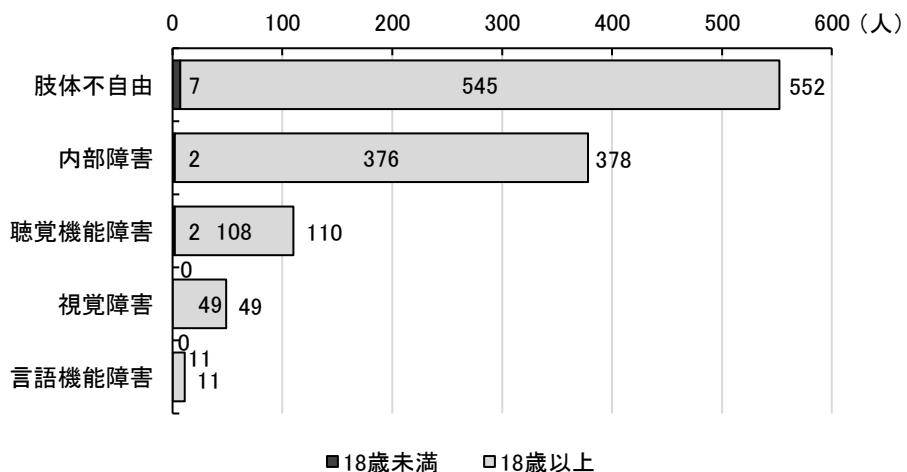
身体障害者手帳所持者数の推移を等級別でみると、どの等級においても減少傾向で推移しています。

令和5年は平成30年と比較して、4級が73人減で最も減少しており、続いて1級が62人減となっています。



■障害の種類別構成比

令和5年3月末時点の身体障害者手帳所持者数を障害の種類別でみると、肢体不自由が552人（18歳未満7人、18歳以上545人）と最も多く、次いで内部障害が378人（18歳未満2人、18歳以上376人）、聴覚障害が110人（18歳未満2人、18歳以上108人）となっています。

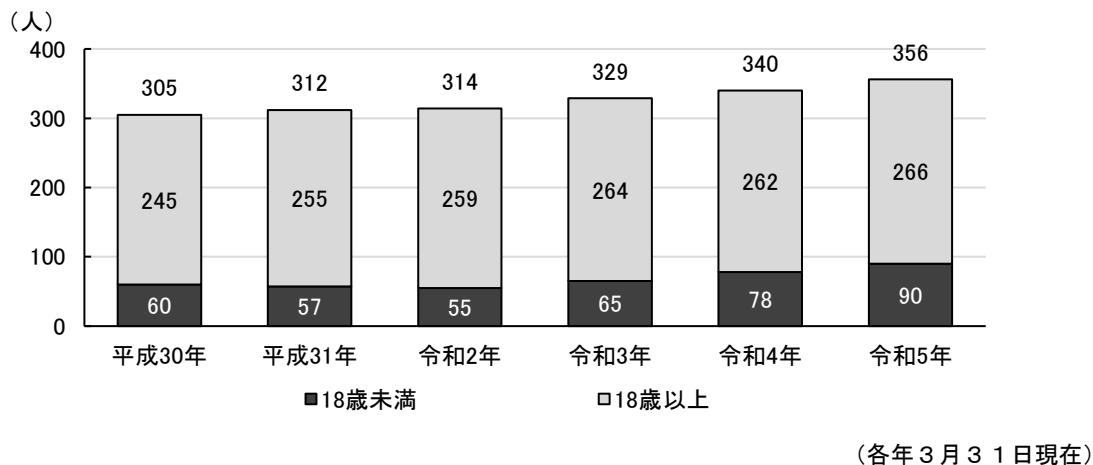


(令和5年3月31日現在)

(3) 療育手帳所持者の状況

■年齢別手帳所持者数の推移

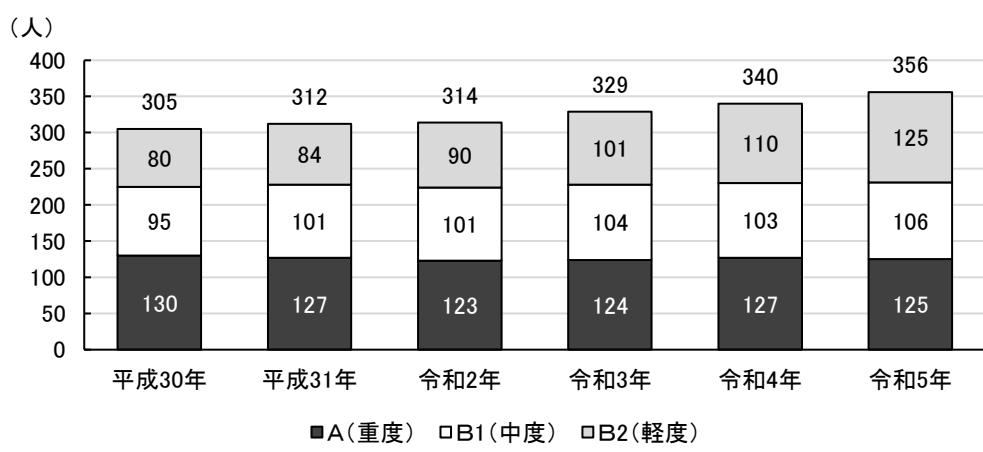
療育手帳所持者数の推移を年齢別でみると、18歳未満は令和3年以降増加傾向で推移しています。令和5年は平成30年と比較して、30人(50.0%)増の90人となっています。18歳以上においても増加を続けており、令和5年は平成30年と比較して、21人(8.6%)増の266人となっています。



■等級別手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を等級別でみると、A(重度)とB1(中度)は概ね横ばい傾向、B2(軽度)は増加傾向で推移しています。

令和5年は平成30年と比較して、A(重度)が5人(3.8%)減の125人、B1(中度)が11人(11.6%)増の106人、B2(軽度)が45人(56.3%)増の125人となっています。

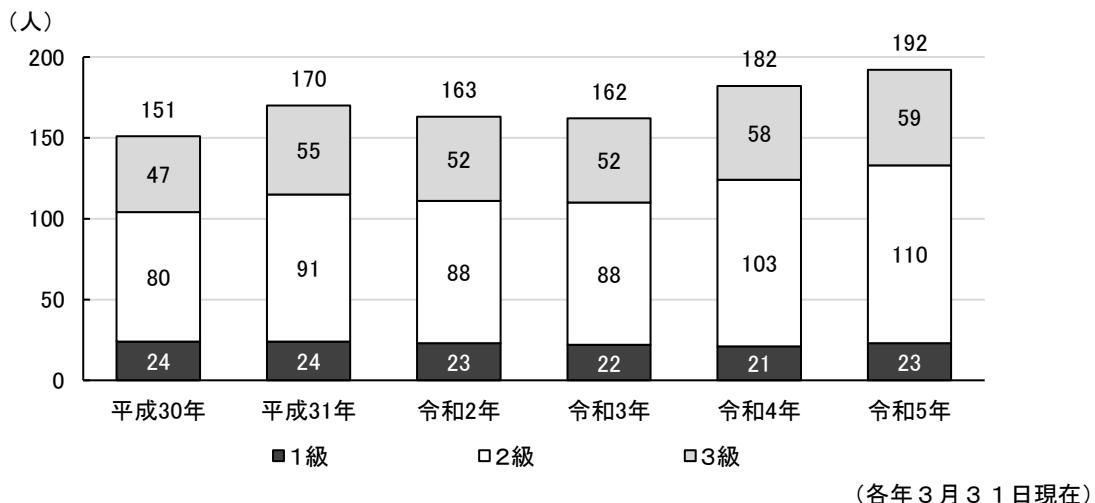


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

■等級別手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別でみると、1級は概ね横ばい傾向となっており、21人から24人の間で推移しています。2級と3級はともに増加傾向で推移しています。

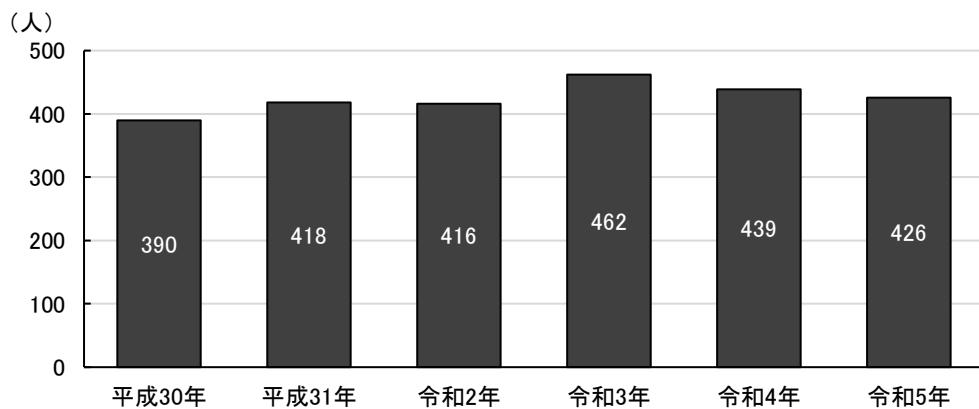
令和5年は平成30年と比較して、1級が1人(4.2%)減の23人、2級が30人(37.5%)増の110人、3級が12人(25.5%)増の59人となっています。



■自立支援医療（精神通院医療）申請者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の申請者数の推移をみると、令和3年をピークに減少傾向で推移しています。

令和5年は平成30年と比較して、36人(9.2%)増の426人となっています。



(各年3月31日現在)

(5) 難病患者の状況

難病（「障害者総合支援法」の対象疾病）患者数の推移をみると、対象疾病が年々増加していることもあります。全体としては増加傾向となっています。

令和5年は平成30年と比較して、32人（13.9%）増の263人となっています。

(人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
パーキンソン病	49	54	53	51	54	50
潰瘍性大腸炎	21	21	21	22	26	32
全身性エリテマトーデス	11	11	9	9	8	9
クローン病	16	16	16	17	15	15
サルコイドーシス	2	2	2	2	3	4
突発性拡張型 (うつ血型)心筋症	8	10	11	11	13	14
その他	124	135	141	145	144	139
計	231	249	253	257	263	263

資料／赤穂健康福祉事務所調べ（各年3月31日現在）

《参考／対象疾病数の推移》

見直し時期	対象疾病数
平成25年4月～	130 疾病
平成27年1月～	151 疾病
平成27年7月～	332 疾病
平成29年4月～	358 疾病
平成30年4月～	359 疾病
令和元年7月～	361 疾病
令和3年11月～	366 疾病

3 市民アンケートからみる現状

(1) アンケートの概要

■調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、障害のある人の生活状況や就労の状況などを把握し、計画策定の基礎資料とする目的に実施しました。

■調査の概要

調査地域	相生市全域
調査対象者	a 障害者手帳所持者1,500人 b 18歳以上の市民500人
抽出方法	無作為抽出
調査期間	令和5年7月4日(火)～令和5年7月21日(金)
調査方法	郵送による配布・回収、WEBでの回収
回収状況	a 回収数:731件 有効回収数:731件、有効回収率:48.7% b 回収数:187件 有効回収数:187件、有効回収率:37.4%

■調査結果の見方

- 図表上の「n」は、設問に対する回答者数 (number of case) のことを指します。
- 回答比率(%)は回答者数(n)を100.0%として算出しています。小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率(%)の合計が100.0%にならないことがあります。
- 「SA」は単数回答形式（選択肢の中からあてはまるものを1つだけ選択する形式）の設問を、「MA」は複数回答形式の設問（回答選択肢の中から「あてはまるものをすべて」や「あてはまるもの3つまで」を選択する形式）を指します。複数の回答を求める設問では、回答比率(%)の合計は100.0%を超えます。
- グラフ中の選択肢の表記については、実際の選択肢を簡略化している場合があります。
- グラフ中の身体は身体障害者手帳所持者、療育は療育手帳所持者、精神は精神障害者保健福祉手帳所持者のことを指します。

(2) 調査結果の概要

ア 社会参加・地域生活について

■ 最近1年間、あなたは、地域の行事や活動に参加しましたか。(MA)

【障害者手帳所持者調査】

どの手帳においても「参加していない」の割合が最も高く、次いで身体、精神では「自治会活動・祭りなどの地域の行事」、療育では「学校・園などの行事」となっています。

(%)

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92
文化・スポーツ事業	7.9	9.0	6.3	6.5
セミナー・講演会などの学習活動	6.0	7.5	2.3	2.2
障害のある人の団体の集会・活動	7.8	4.4	14.8	12.0
自治会活動・祭りなどの地域の行事	26.3	30.5	20.5	19.6
趣味やスポーツなどのサークル活動	16.4	18.9	11.9	14.1
学校・園などの行事	11.9	6.8	30.1	9.8
福祉・ボランティア活動	7.4	7.4	8.5	3.3
その他	3.1	2.9	2.8	2.2
参加していない	44.7	47.4	37.5	54.3
無回答	4.9	2.6	5.1	6.5

■ 地域の行事や活動に参加していない理由。(MA)

【障害者手帳所持者調査】

どの手帳においても「関心がない」の割合が最も高く、次いで身体では「会場に行くことが困難」、療育、精神では「参加したい行事がない」となっています。

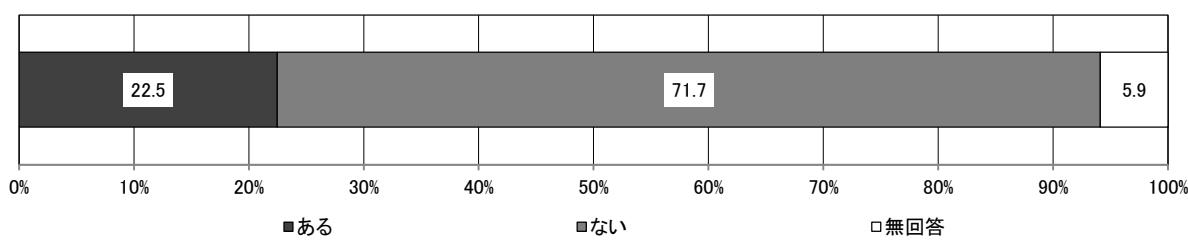
(%)

	全体 n=327	身体 n=258	療育 n=66	精神 n=50
参加したい行事がない	25.1	24.0	30.3	20.0
時間の余裕がない	9.5	9.3	10.6	12.0
参加費が負担になる	2.4	1.9	7.6	4.0
会場に行くことが困難	24.2	26.7	15.2	18.0
会場が障害に対応していない	3.7	3.9	7.6	4.0
一緒にに行く人がいない	8.3	7.4	6.1	10.0
関心がない	33.0	33.3	31.8	40.0
その他	17.4	15.5	18.2	16.0
無回答	3.1	3.5	1.5	6.0

■ 障害のある人と交流する機会はありますか。(SA)

【市民向け調査】

(SA) n=187

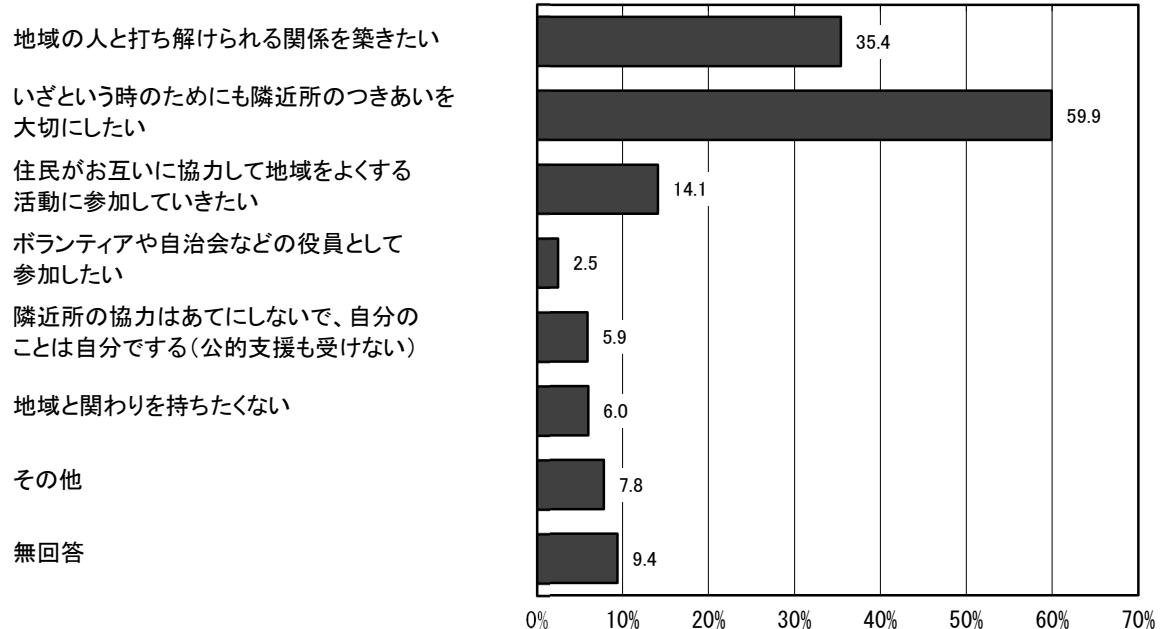


■ 地域との関わりに対してどのようにお考えですか。(M A)

【障害者手帳所持者調査】

「いざという時のためにも隣近所のつきあいを大切にしたい」が59.9%で最も高くなっています。「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が35.4%、「住民がお互いに協力して地域をよくする活動に参加していきたい」が14.1%で続いています。

(MA) n=731



【地域行事・活動への参加】

地域行事・活動への参加状況については、「参加していない」が約半数であり、手帳別でみると、精神では半数以上となっています。

地域行事・活動に参加していない理由は、「関心がない」が3割以上となっており、「参加したい行事がない」も2割以上となっています。手帳別でみると、精神では「関心がない」が4割と高い割合になっています。一方で、地域との関わりについては、「いざというときのために隣近所のつきあいを大切にしたい」が約6割、「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」が3割以上となっています。

市民向け調査では、障害のある人と交流する機会のある人は約2割となっています。

アンケート結果より、障害のある人は地域とのつながりを持ちたいと思っているが、どうやって参加すればいいのかわからない、参加できる場がないと考える人が多く、実際には参加できていないことがうかがえます。また、障害のない人においても障害のある人と交流する機会がなく、お互いが交流できる場を設けていくことが重要です。

課題：障害のある人とない人の交流促進

イ 相談・情報について

■あなたは、障害福祉に関する情報をどこから入手していますか。(M A)

【障害者手帳所持者調査】

身体では「市の広報紙、ホームページ」が、療育では「家族・親戚」が、精神では「医療機関(病院、診療所など)」が、それぞれ最も多くなっています。

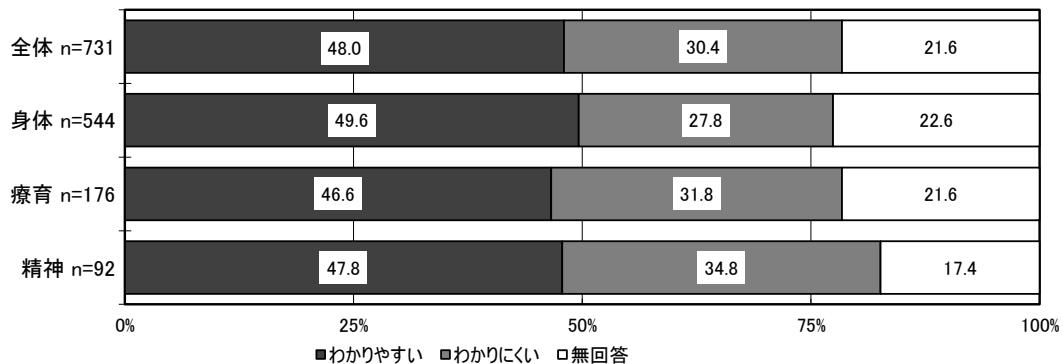
「特に情報を入手していない」が、身体、療育及び精神でそれぞれ10%を超え、中でも身体では20%を超えています。

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92	(%)
家族・親戚	28.2	25.0	43.2	19.6	
友人・知人	8.8	9.6	6.3	12.0	
学校・職場	3.0	1.3	8.0	1.1	
障害のある人の団体・支援団体	5.1	3.3	9.7	4.3	
民生委員・児童委員	1.5	1.7	0.6	2.2	
障害者相談員	6.7	4.2	15.3	12.0	
ケアマネジャー	11.6	14.0	5.7	10.9	
医療機関(病院、診療所など)	15.6	14.2	13.1	25.0	
ボランティア	0.4	0.6	—	—	
サービス提供事業所(施設・ヘルパーなど)	8.1	4.8	17.6	16.3	
市役所の窓口(社会福祉課など)	15.9	15.6	18.2	18.5	
市の広報紙、ホームページ	24.8	29.0	14.2	18.5	
基幹相談支援センター	4.0	2.0	8.5	9.8	
市役所以外の相談機関(相談支援事業所など)	2.9	1.5	8.0	1.1	
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	13.0	15.6	6.3	10.9	
インターネット(携帯電話も含む)	7.3	7.4	2.8	10.9	
その他	1.0	0.6	2.8	—	
特に情報を入手していない	20.4	22.4	12.5	17.4	
無回答	6.2	6.1	6.8	6.5	

■あなたは、行政からの情報はわかりやすいと思いますか。(S A)

【障害者手帳所持者調査】

どの手帳においても概ね30%が「わかりにくい」と回答しています。



■情報を入手する際に、困っていることは何ですか。(M A)

【障害者手帳所持者調査】

療育、精神では「専門用語などわからない言葉が多い」が、身体と比べて割合が高く、精神では「わかりやすく説明してくれる人がいない」の割合も高くなっています。

(%)

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92
文字情報が少ない	7.0	7.5	5.7	9.8
音声情報が少ない	4.0	4.0	2.8	4.3
音声コード表示や点字資料が少ない	0.3	0.2	0.6	-
手話ができる人が少ない	0.7	0.6	1.1	1.1
インターネットなどの接続環境が整っていない	4.0	4.0	2.8	3.3
専門用語などわからない言葉が多い	16.6	12.9	23.9	25.0
案内表示がわかりにくい	5.2	5.0	2.3	9.8
問い合わせ先の情報にファックス番号やメールアドレスの記載がない	2.2	2.2	1.1	3.3
わかりやすく説明してくれる人がいない	15.9	15.4	15.9	23.9
その他	3.4	2.6	7.4	5.4
特に困っていることはない	43.8	45.8	39.8	33.7
無回答	21.3	22.4	18.2	22.8

【情報の入手】

障害のある人の障害福祉に関する情報の入手先について、「特に情報を入手していない」が2割程度となっています。

行政からの情報については、「わかりにくい」が3割以上となっており、その理由として、「専門用語などわからない言葉が多い」「わかりやすく説明してくれる人がいない」の割合が高くなっています。

アンケート結果より、行政が発信している情報がわかりにくいことが、障害のある人が情報を入手する際の妨げになっている要因の一つとして考えられます。

また、精神においては、情報の入手先として「医療機関」の割合が最も高くなっています。医療機関と連携した情報提供体制の充実を図っていくことが重要です。

**課題：情報伝達手段、情報発信先の拡充（様々な媒体での発信）
わかりやすい情報の提供**

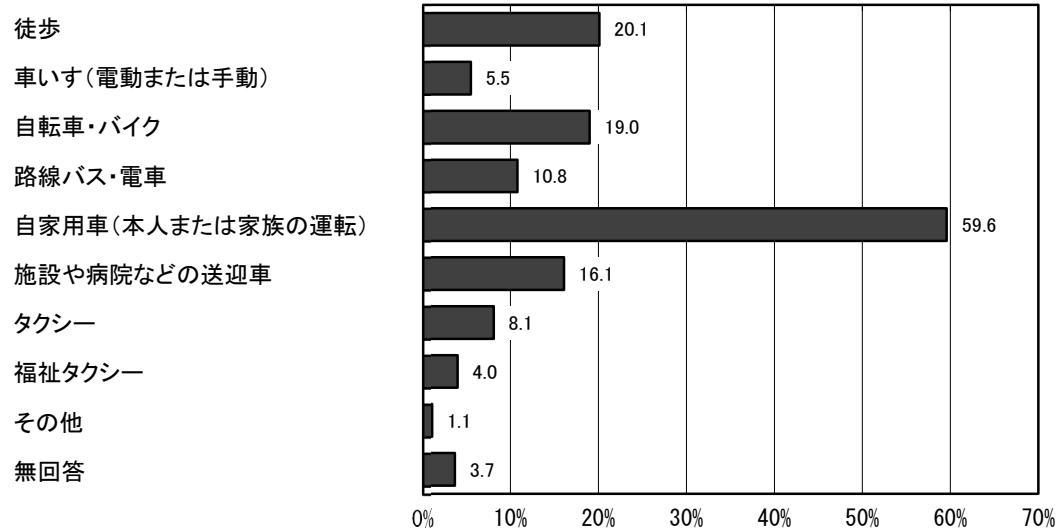
ウ 外出・移動について

■あなたが外出するときの主な交通手段は、何ですか。(MA)

【障害者手帳所持者調査】

「自家用車(本人または家族の運転)」が59.6%で最も高くなっています。次いで「歩行」が20.1%、「自転車・バイク」が19.0%で続いています。

(MA) n=731



■あなたが外出するときに、困っていることはありますか。(M A)

【障害者手帳所持者調査】

どの手帳においても、「特に困っていることはない」の割合が最も高くなっています。次いで身体では「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい」、療育では「他人との会話がむずかしい」、精神では「気軽に利用できる移動手段が少ない」となっています。

(%)

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92
付き添ってくれる人がいない	5.7	4.6	7.4	7.6
他人との会話がむずかしい	12.2	8.1	23.9	13.0
他人の視線が気になる	7.4	4.8	13.1	12.0
必要なときには、まわりの人の手助け・配慮が足りない	5.7	4.2	9.7	7.6
歩道が狭く、道路に段差が多い	8.8	9.6	8.0	3.3
誘導ブロックがない	0.3	0.4	-	-
音響式信号機がない	0.5	0.7	0.6	-
道路、歩道などに放置自転車などの障害物が多く、歩きにくい	2.5	3.1	1.7	1.1
建物などにスロープやエレベーターがなく、利用しにくい	5.5	6.8	5.7	3.3
車を駐車するところがない	6.4	8.1	5.7	6.5
気軽に利用できる移動手段が少ない(福祉車両、福祉タクシーなど)	10.9	10.7	10.8	15.2
電車やバスなどの交通機関を利用しづらい	10.9	11.0	11.4	12.0
障害者用のトイレが少ない	6.8	7.7	6.8	4.3
その他	5.3	5.5	2.3	7.6
特に困っていることはない	47.1	48.5	39.2	42.4
無回答	10.4	10.1	12.5	17.4

【外出のときの交通手段】

外出する際の交通手段は「自家用車」が約6割となっており、自身もしくは家族が運転できなくなったりした場合の交通手段の確保について、不安を感じている意見が多数あります。

【外出の時の困りごと】

外出時の困りごととして、物理的な交通手段だけではなく、療育、精神においては、「他人との会話がむずかしい」「他人の視線が気になる」といった心的要因で困難を抱えている人の割合も高くなっています。

障害のある人が心的要因で外出に困ることがないよう、社会全体で障害について理解していくことが大切です。

課題：社会参加のための外出支援、外だしやすい環境づくり

エ 雇用・就業について

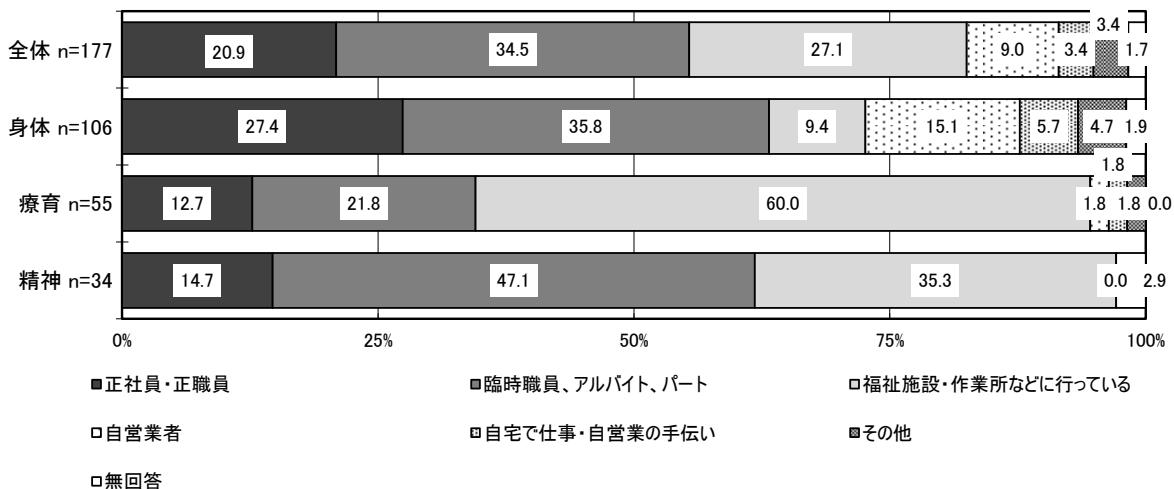
■ どのような形で働いていますか。(S A)

【障害者手帳所持者調査】

身体では「臨時職員、アルバイト、パート」が最も高く、次いで「正社員・正職員」となっています。

療育では「福祉施設・作業所などに行っている」が最も高く、次いで「臨時職員、アルバイト、パート」となっています。

精神では「臨時職員、アルバイト、パート」が最も高く、次いで「福祉施設・作業所などに行っている」となっています。



■ あなたの月収の総額はいくらですか（年金や手当を含む）。(S A)

【障害者手帳所持者調査】

身体では「15～20万円未満」が最も高く、次いで「5～10万円未満」となっています。

療育では「5～10万円未満」が最も高く、次いで「10～15万円」となっています。

精神では「5～10万円未満」が最も高く、次いで「15～20万円」となっています。

	全体 n=672	身体 n=537	療育 n=139	精神 n=90	(%)
なし	3.6	2.8	6.5	4.4	
5万円未満	5.7	5.8	7.2	4.4	
5～10万円未満	27.7	21.8	43.2	40.0	
10～15万円未満	17.9	17.5	15.8	15.6	
15～20万円未満	21.9	25.7	15.1	17.8	
20～25万円未満	9.4	11.4	2.9	6.7	
25～30万円未満	3.0	3.5	-	2.2	
30～40万円未満	2.1	2.6	-	1.1	
40～50万円未満	0.4	0.6	-	-	
50万円以上	1.6	1.7	1.4	2.2	
無回答	6.8	6.7	7.9	5.6	

■あなたは、働くうえで、どのような条件が必要ですか。現在、働いている方もお答えください。(M A)【障害者手帳所持者調査】

療育、精神では「障害に合った仕事であること」の割合が最も高く、次いで「障害に対する周囲の理解があること」となっています。

(%)

	全体 n=672	身体 n=537	療育 n=139	精神 n=90
障害に合った仕事であること	22.5	17.3	36.0	33.3
障害に合った勤務条件であること	14.0	10.4	16.5	24.4
賃金が妥当であること	8.5	6.9	7.2	15.6
障害のある人に配慮した設備が整っていること	9.1	7.4	14.4	10.0
通勤手段があること	10.7	7.8	20.9	17.8
自宅で仕事ができること	7.4	8.4	2.9	5.6
障害に対する周囲の理解があること	14.4	8.9	25.2	30.0
通院などのための休暇取得への理解があること	6.8	6.7	2.9	11.1
職場に対応するための適切なサポートがあること	6.3	3.0	10.1	15.6
自分がやりたい、またはやりがいのある仕事であること	13.2	11.4	16.5	13.3
就労のための職業訓練が充実すること	1.8	1.5	3.6	1.1
その他	6.0	6.7	5.8	4.4
特にない	23.5	25.9	17.3	14.4
無回答	26.3	30.9	20.1	21.1

■あなたは、障害のある人の雇用・就業に関して、どのようなことが必要であると思いますか。(MA) 【市民向け調査】

「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」が35.3%で最も高くなっています。次いで「障害のある人のための作業場・施設の確保・支援」が30.5%、「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」が28.9%で続いています。

(MA) n=187

企業などへの障害のある人の雇用の義務付けの徹底

雇用と福祉が連携した就労支援の充実

在宅就労を可能にするための企業への働きかけ

障害のある人のための作業場・施設の確保・支援

企業の障害のある人に対する理解

企業が障害のある人の能力や特性に応じた仕事を用意する

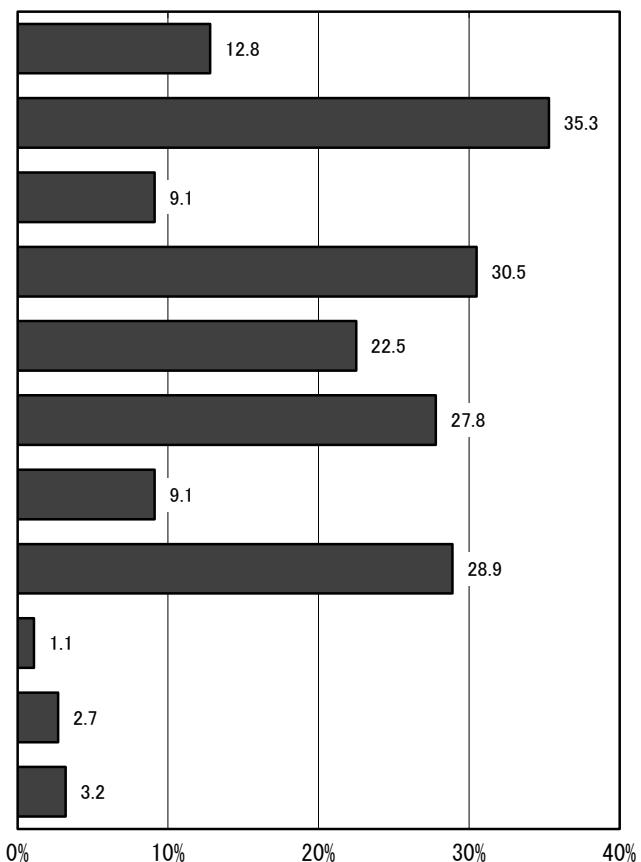
賃金・工賃の向上

就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援

その他

特になし

無回答



【就業状況と収入】

雇用形態について、いずれの障害においても、正社員の割合は3割に満たない状況となっており、アルバイト等を含めても身体と精神で6割程度、知的では4割に満たない状況です。それに伴い、収入においても月額10万円未満が多い状況となっています。

働くまでの条件として、障害のある人では、「障害に合った仕事であること」「障害に対する周囲の理解があること」の割合が高くなっています。市民向け調査では、「雇用と福祉が連携した就労支援の充実」「障害のある人のための作業場・施設の確保・支援」の割合が高くなっています。

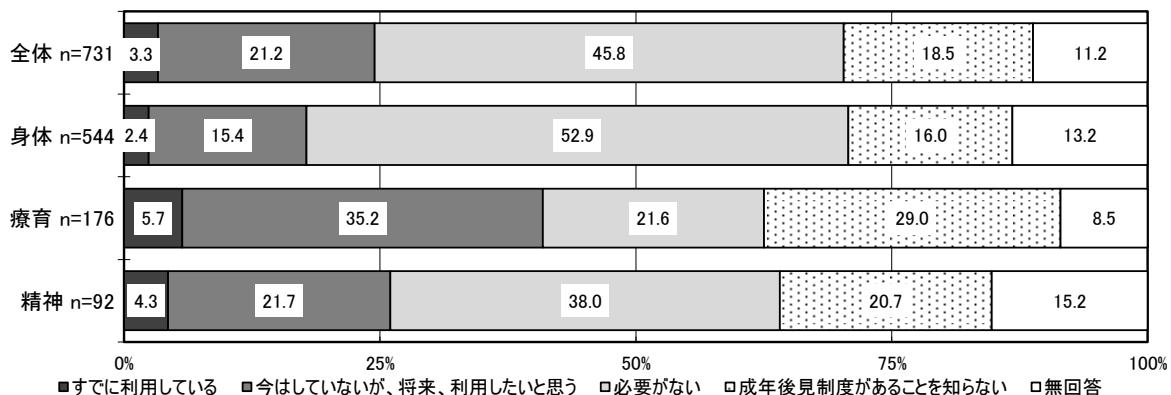
障害のある人の雇用促進や企業への働きかけは十分とはいえない状況であり、本市の課題となっています。また、企業においては合理的配慮が義務化される中、合理的配慮に関する内容の把握、提供に向けた理解促進を図っていく必要があります。さらには、企業はもちろんのこと、市民全体への障害に対する理解促進も必要です。

課題：働きやすい環境の整備、企業等への理解促進

才 権利擁護について

■あなたは成年後見制度（自分の財産や権利を守ってくれるサービス）を利用していますか。（S A）【障害者手帳所持者調査】

療育では「今はしていないが、将来、利用したいと思う」が35.2%で最も高く、次いで「成年後見制度があることを知らない」が29.0%となっています。

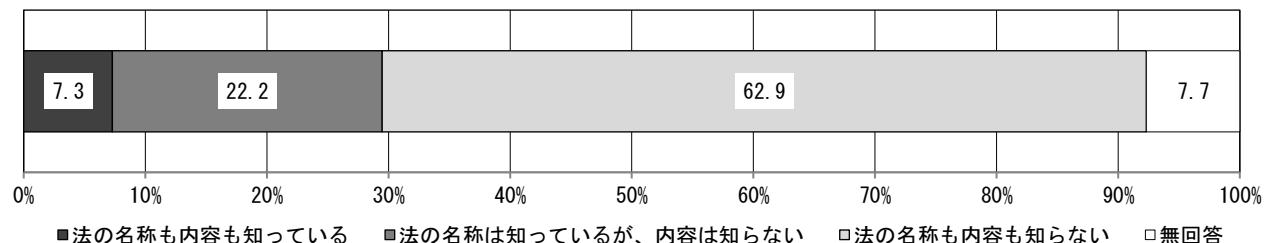


■あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。（S A）

【障害者手帳所持者調査】

「法の名称も内容も知らない」が62.9%を占めています。

(SA) n=731

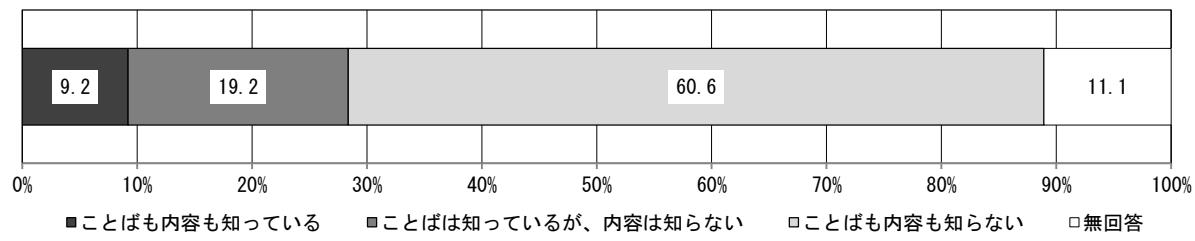


■あなたは、合理的配慮について知っていますか。（S A）

【障害者手帳所持者調査】

「ことばも内容も知らない」が60.6%を占めています。

(SA) n=731



■あなたは、障害に関する以下の制度や法律についてご存知ですか。(S A)

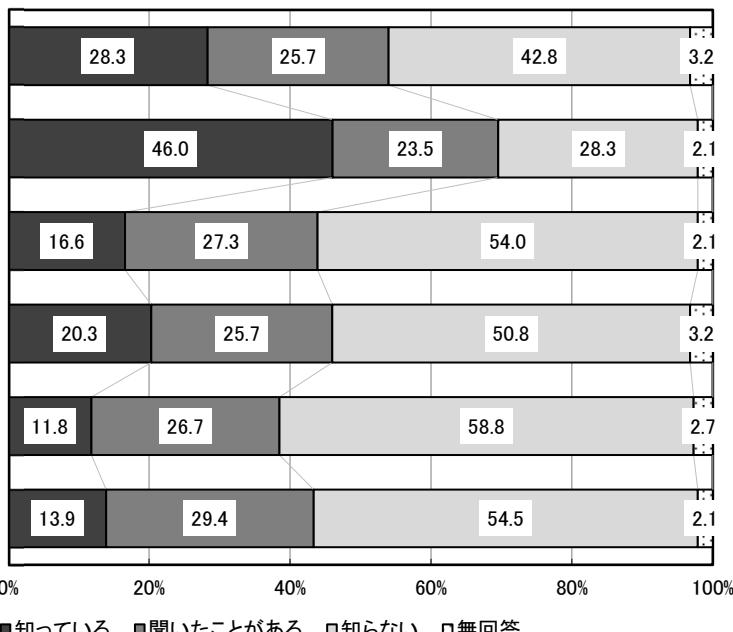
【市民向け調査】

「知っている」では『成年後見制度』が46.0%で最も高く、次いで『日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）』が28.3%で続いています。

「知らない」では『障害者優先調達推進法』が58.8%で最も高く、次いで『障害者総合支援法』が54.5%、『障害者差別解消法』が54.0%で続いています。

n=187

日常生活自立支援事業
(福祉サービス利用援助事業)



■知っている ■聞いたことがある □知らない □無回答

■障害があるために差別や偏見を受けたり、嫌がらせや仲間はずれにされたと感じことがありますか。また、どのようなときに感じましたか。

(M A)

【障害者手帳所持者調査】

療育及び精神では、身体に比べて「職場や学校での人とのつきあい」「ほかの人の目が気になる」の割合が高くなっています。

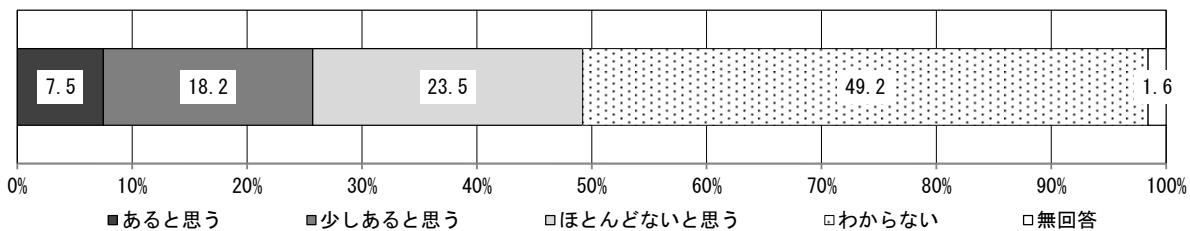
(%)

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92
特に感じることはない	63.1	69.3	47.7	48.9
仕事の内容や給料の額	4.1	2.4	6.8	9.8
職場や学校での人とのつきあい	6.7	2.2	18.2	13.0
親せき関係の集まりの場	3.0	1.8	6.3	5.4
スポーツ・趣味の活動	1.5	0.9	1.7	4.3
地区の行事・集まり	3.8	3.7	4.5	4.3
ほかの人の目が気になる	10.9	7.7	19.3	16.3
お店などでの対応	4.9	3.5	7.4	5.4
公共機関などでの対応	3.8	2.8	5.7	4.3
交通機関の利用	3.1	3.3	2.8	3.3
就職活動	3.7	2.8	4.0	8.7
その他	4.9	4.0	7.4	6.5
無回答	12.6	12.9	10.8	17.4

■相生市では障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見があると思
いますか。（S A）【市民向け調査】

「わからない」が49.2%で最も高く、次いで「ほとんどないと思う」が23.5%、
「少しあると思う」が18.2%で続いています。

(SA) n=187



■あなたは、差別がなくなるために、どういった配慮や取り組みが必要だと
思いますか。（M A）【障害者手帳所持者調査】

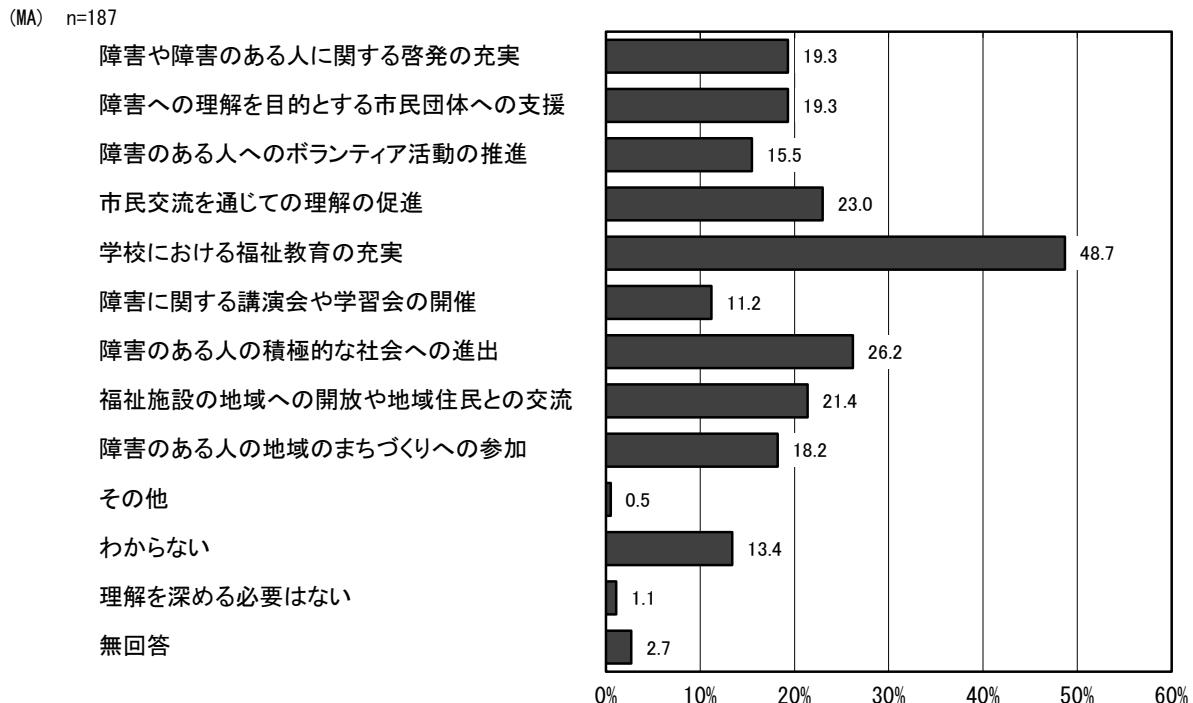
どの手帳においても、「どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示」の割合が高くなっています。

療育では、「障害者差別解消法の周知」「障害のある人や障害特性に関する啓発」、精神では、「差別をした人への社会的罰」の割合が高くなっています。

	全体 n=731	身体 n=544	療育 n=176	精神 n=92	(%)
障害者差別解消法の周知	26.1	23.3	34.1	29.3	
障害のある人や障害特性に関する啓発	24.8	19.9	33.0	21.7	
障害のある人への差別に関する相談窓口の周知	14.0	12.1	15.9	15.2	
障害のある人への差別に関する相談窓口の増加	11.9	10.3	18.2	13.0	
差別をした人への社会的罰	11.6	9.0	16.5	23.9	
どのようなことが差別に当たるのかという具体事案の例示	28.9	27.8	29.0	25.0	
その他	3.3	3.1	3.4	5.4	
特はない	24.8	28.3	18.2	25.0	
無回答	14.2	15.4	10.8	16.3	

■あなたは、障害のある人への市民の理解を深めるためには、何が必要であると思いますか。(MA) 【市民向け調査】

「学校における福祉教育の充実」が48.7%で最も高くなっています。次いで「障害のある人の積極的な社会への進出」が26.2%、「市民交流を通じての理解の促進」が23.0%で続いています。



【制度理解】

成年後見制度の利用状況について、療育においては「今はしていないが、将来、利用したいと思う」の割合が3割を超えていました。一方で、「制度があることを知らない」が約3割となっています。

市民向け調査における各種制度や法律の認知度について、「障害者差別解消法」「合理的配慮」「障害者優先調達推進法」「障害者総合支援法」では、「知らない」が半数以上となっています。また、障害者手帳所持者調査においても、「障害者差別解消法」「合理的配慮」について「法の名称・ことばも内容も知らない」が6割を超えています。

アンケート調査では、差別や偏見を受けたことのある人はあまりみられませんが、あると感じる人は、「他の人の目が気になる」という回答が多く、特に療育では2割近くとなっています。

差別がなくなるための配慮や取り組みについては、理解啓発はもちろんのこと、どのようなことが差別に当たるかという具体的な例示を望む意見もあります。

このことからも、まずは、成年後見制度や差別解消などがどのようなものか周知していく必要があります。また、ただ名称を伝えるのではなく、事例を挙げることで、誰もが理解できるように伝える手法の検討も必要です。

課題：具体的な事例を用いた理解啓発

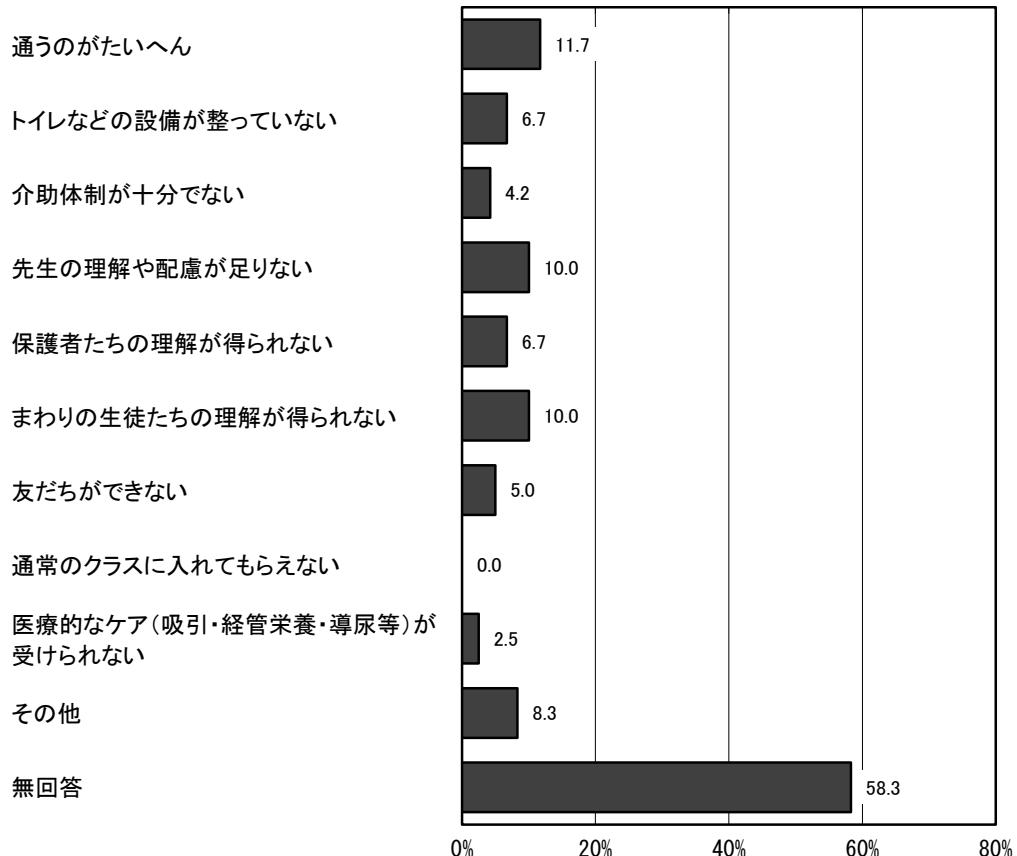
力 教育・育成について

■通園・通学していて困っていることはありますか。(MA)

【障害者手帳所持者調査】

「通うのがたいへん」が11.7%で最も高くなっています。次いで「先生の理解や配慮が足りない」「まわりの生徒たちの理解が得られない」が10.0%で続いています。

(MA) n=120



【通園・通学】

通園・通学時における困りごとでは、「通うのが大変」のほかに、「先生の理解や配慮が足りない」「まわりの生徒たちの理解が得られない」と感じる人がそれぞれ1割となっており、周りの関係者からの理解を得られていないと感じることが一定数あることがうかがえます。障害の理解や配慮不足が、学校への行きづらさにつながり、不登校へ陥ることも考えられることから、教育現場での福祉教育の必要性は高くなっています。

また、福祉学習などについて、身体障害が主となっており、療育や精神に対しての教育は少ないものと考えられるため、重点的な啓発が必要です。

学校等においては福祉教育を推進しており、引き続き、充実を図るとともに、福祉学習は子どもだけでなく、市民全体へ広げていくことが大切であり、子どもも含めた様々な世代へ向けて啓発していくことが重要です。

課題：障害に対する理解促進、福祉教育・福祉学習の充実

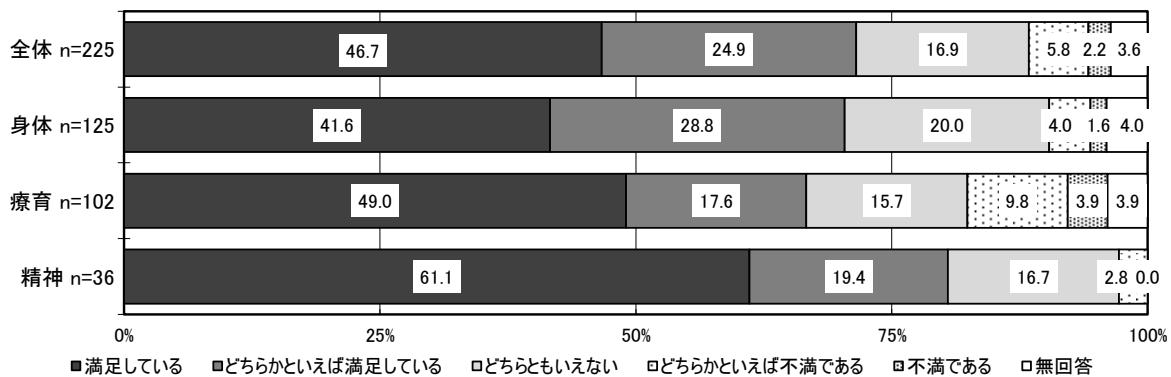
キ 障害福祉サービスについて

■現在利用している障害福祉サービスに満足していますか。(S A)

(「障害福祉サービスを利用している」と回答した人への質問)

【障害者手帳所持者調査】

「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた割合は、精神が80.5%と最も割合が高く、次いで身体が70.4%、療育が66.6%となっています。



【市内の事業所】

障害福祉サービスの満足度については、比較的高くなっています。一方で、不満と回答した人においては、市内のサービス事業所不足が挙げられています。

事業所の状況を踏まえながらサービスの不足量を算出し、新設の働きかけなどを進めていく必要があります。

課題：不足する障害福祉サービスの分析と充実

4 団体等アンケートからみる現状

(1) アンケートの概要

■調査の目的

本調査は、本計画を策定するに当たり、本市の当事者団体及び障害福祉サービス事業所を対象に、障害のある人と関わっている人がどのようなことを課題に感じているのかを把握し、計画の基礎資料とすることを目的に実施しました。

■調査の概要

調査対象	当事者団体や障害福祉サービス事業所 23 件
調査期間	令和5年7月5日（水）～7月28日（金）
調査方法	メールによる配布・回収
回収状況	回収数：22 件、回収率 95.7%

(2) 調査結果の概要（主な意見）

ア 社会参加・地域生活について

- ・日常のボランティア団体等の活動に関しての情報が少ない。
- ・当事者団体においては、親子ともに高齢化が進んでおり、会員が減少している。若い親たちが気軽に集まれる場、魅力を感じてもらえる場にしていく必要がある。また、各種行事への参加の呼びかけも必要。
- ・高齢者のサロンはあるが、障害のある人のサロンがなく、情報交換、情報共有の場がない。
- ・買い物、料理、掃除、ごみ捨て等の身の回りの支援サービスがあるとよい。
- ・直接的に偏見を感じることはないが、事業所側が地域の人などにどう思われているか敏感に意識しすぎている部分がある。
- ・障害特性にもよるが、周囲の理解が乏しく、見て見ぬふりをすることもある。

イ 相談・情報について

- ・障害に関する相談窓口がたくさんあり、福祉従事者であればある程度役割がわかるものの、普段相談をしたことのない人がどこに相談をしたらいいのかわかりにくく感じる。また、相談窓口自体がどこになるのかわからない人もいる。
- ・障害福祉サービス等を受ける側の高齢者においては、スマートフォンを持っていないなど、ネット環境が整っていない人がいる。一方で、若い世代など携帯電話やSNS等を活用している人も増えており、それらを活用した連絡や相談も必要となってくる。また、このような情報取得格差をなくしていくことも大切である。

- ・日常業務に追われることで事業所自体が新たな情報を得ることが難しく、保護者等に 対して十分な情報提供ができていない。

ウ 外出・移動について

- ・地域的に送迎が必要な場所があるが、送迎サービスに従事する職員の勤務時間も限りがあり、サービス提供時間外の送迎サービスは負担が大きい。

エ 雇用・就業について

- ・委託企業の実績により、日によって仕事量にはらつきがあり、安定した作業提供が必要。
- ・一般企業に障害の特性を理解してもらうことが必要。また、雇用側と障害のある人をつなぐ機関、コーディネーターとの連携も必要。
- ・就労した障害のある人に対する就労・相談支援体制の充実が必要。
- ・就労先だけでなく、地域の人にも理解が必要である。

オ 権利擁護について

- ・ご家族生き後や、キーパーソンとなりうる人がいなくなった後、本人の財産管理・身上監護が必要となる。

カ 教育・育成について

- ・個々のニーズも多様化しているため、それらに応じた柔軟な対応が必要である。
- ・子ども達が在籍している幼稚園、保育所、学校、他事業所など関係機関の方々と連携が図れていない。
- ・クラスになじめず不登校になった場合のメンタルケア・復学支援の実施。
- ・生徒や先生が障害について理解することが大切である。学校でも授業として障害について学ぶことが重要。

キ 障害福祉サービスについて

- ・障害福祉サービスによっては定員割れとなっている事業もあり、安定した健全運営が難しい状況となっている。新規利用者の開拓が課題であり、関係機関を通じた情報提供や周知等も必要。
- ・事業所職員の高齢化が進んでいる。求人募集を行っても職員が集まらない。人材の確保が必要。
- ・障害のある人のご家族が障害について理解不足・誤認識している場面が見受けられる。適切な医療を受けさせていない場合もあり、「家族の理解」と「医療へ早期につなげる」ことが壁となる場面がある。

ク 防災・防犯

- ・緊急時や災害を想定した動きを職員が周知しておくこと。緊急時の連絡先や対応マニュアルを電話口に備えておくことが大事である。
- ・防犯や火災等、事業所で防ぐことができる事案は、日頃から点検や対策を行う必要がある。
- ・防災については有事を想定した防災訓練や各機関BCPの共有と他事業所との連携について仕組みをつくる必要がある。また、災害時には地域に協力を求めることがあり、自治会など地域との連携が必要である。
- ・防犯対策は何をすればいいのか難しい。障害のある人が犯罪に巻き込まれてしまわないようにするための対策が必要である。
- ・防犯・防災に関する広報や配布物は、有資格者が見ても難しい内容であると感じる。もっとわかりやすいものをつくってほしい。

【考察】

- 当事者団体においては、高齢化に伴い、会員数が減少しています。様々な機会を通じて当事者団体に関する情報発信を行い、会員の確保に努めていく必要があります。
- 障害に関する相談窓口が障害のある人やその家族に伝わっていないことがあげられており、引き続き、相談窓口の周知を行っていく必要があります。
- 就労した障害のある人に対する就労・相談支援体制が求められており、障害者基幹相談支援センターによる相談支援や職場適応援助者（ジョブコーチ）などを活用しながら、就労した障害のある人が職場に適応できるよう、また一般企業においても障害の特性を理解してもらえるよう、進めていく必要があります。
- 幼稚園や保育所・学校や、他事業所など関係機関との連携が図られていないことがあげられています。サポートファイルの活用など、幼少期からの切れ目のない支援を受けられる体制を整えていく必要があります。
- 事業の運営を進めていく中で、職員の確保が難しいことが大きな課題となっています。また、職員の資質向上などスキルアップに向けた取り組みも求められています。

第2部

第4次相生市障害者基本計画

第1章 計画の基本方針

1 計画の基本理念

国の第5次障害者基本計画では、基本理念として共生社会の実現に向け、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会参加への障壁を除去するため、取り組むべき施策の基本的な方向を定めるものとしています。

第4次相生市障害者基本計画においても、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援し、「障害のある人もない人も お互いに認めあい支えあう 地域共生社会の実現」に向けて、相生市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとしており、基本理念の実現に向けて、各種施策を展開します。

《「第4次相生市障害者基本計画」の基本理念》

「障害のある人もない人も

お互いに認めあい支えあう 地域共生社会の実現」

【基本理念の考え方】

- 「認めあい」とは、障害のあるなしに関わらず、相互理解を進めることを意味します。
- 「支えあう」とは、支える側、支えられる側ではなくお互いできることをやっていくことを意味します。
- 「地域共生社会の実現」とは、障害のある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために必要な支援を、地域全体の理解・協力のもとで受けることができ、安心して暮らしていくことを意味します。

2 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現を図るため、次の5つの基本目標を掲げて取り組みを進めています。

【基本目標1】意思や希望が尊重される地域社会づくり

障害のある人の権利と暮らしを守るため、差別や偏見のない地域社会づくりに向け、関係機関による権利擁護のネットワークの構築に努めます。

障害への理解を深めるため、福祉学習の充実や障害のある人との交流機会の拡大等を通じ、障害のある人にとってのあらゆる「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報の取り組みを積極的に展開します。

また、スポーツ、レクリエーション及び文化活動の充実に努め、社会参加や生きがいづくりを通じて、障害のある人も地域づくりの担い手として活躍できる社会を目指します。

【基本目標2】いきいきと暮らすための健康づくり

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害の早期発見・早期支援及び医療費の負担軽減に努めるとともに、関係機関と連携し、障害の特性に応じた適切な支援を行います。

【基本目標3】自分らしく暮らすための支援体制づくり

障害の種別・程度、生活環境等による多様なニーズに対応するため、福祉サービスやボランティア活動の充実を図るとともに、福祉的就労の場や一般企業の就労の場を確保し、職業を通じた社会参加、経済的自立の実現を目指します。

基幹相談支援センターを中心とした総合的な窓口の充実を図り、障害のある人が、自ら必要な情報を取得することができるよう、情報アクセシビリティの向上を目指します。

【基本目標4】安全安心に暮らせるまちづくり

障害のある人が快適に生活を送ることができるよう、建物や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、行動範囲を広げるため、移動手段に対する支援を推進します。

また、災害時の情報伝達、円滑な避難誘導、避難所での生活環境等について、一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体が連携し、災害時における支援体制の確立を推進します。

【基本目標5】ともに育ちともに学ぶ環境づくり

障害のある児童に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害のあるなしに関わらず、ともに育ち学ぶことができる環境整備を進めます。また、障害のある児童一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育を推進します。

3 計画推進のために配慮する視点

基本目標の推進及び施策の展開に当たっては、次の視点に配慮します。

■自己決定の視点

障害のある人の自己決定を尊重する観点から、ライフステージの全ての段階において、自分自身で適切に意思決定ができるよう、様々なサービス提供や支援を行うとともに、支援のための政策、施策等の形成・決定、計画策定等の過程において、当事者を含む市民の参加を推進します。

■差別解消の視点

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、社会の構成員として包み支えあうという「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の理念のもと、社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識に関わる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除くため、障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」等、差別や偏見の解消に向けた取り組みを推進します。

■障害特性等に配慮した視点

障害者施策については、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて策定し、実施します。特に、障害のある児童には、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

■共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を提供できるよう、事業所や関係機関、行政各分野が緊密な連携を図るとともに、市民一人ひとりが地域でお互いを尊重し、ともに支えあい、助けあう「共生」のまちづくりを展開します。

4 計画の施策体系

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり	1 権利擁護の推進	(1)成年後見制度及び権利擁護の推進 (2)障害者虐待の防止
	2 障害に対する理解促進	(1)理解促進のための啓発 (2)福祉教育・福祉学習の推進 (3)障害を理由とする差別の解消
	3 社会参加の促進	(1)地域交流の推進 (2)交流機会の充実・情報発信 (3)スポーツ・文化活動の振興
基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり	1 保健・医療体制等の充実	(1)疾病の予防 (2)医療費の負担軽減 (3)健康の維持・増進
	2 特性に応じた適切な支援	(1)精神保健福祉の推進 (2)難病保健福祉の推進
基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり	1 相談支援の充実	(1)総合的な相談体制の整備 (2)相談窓口の充実 (3)相談員の資質向上
	2 福祉サービス等の充実	(1)障害福祉サービスの充実 (2)生活の場の整備 (3)経済的支援の充実
	3 就労支援の充実	(1)雇用機会の確保と拡大 (2)就労系サービスの充実
	4 情報提供の充実	(1)情報内容及び提供方法の充実 (2)コミュニケーション手段の確保
	5 ボランティア活動の充実	(1)ボランティア活動の活性化 (2)人材の育成
基本目標4 安全安心に暮らせるまちづくり	1 福祉のまちづくりの推進	(1)ユニバーサル社会づくりの推進 (2)障害者マークの普及啓発
	2 移動手段の整備	(1)移動手段に対する支援の充実 (2)交通費助成の周知
	3 災害時支援体制の整備	(1)緊急時に備えた対応 (2)防災啓発・災害時の情報伝達
基本目標5 ともに育ちともに学ぶ環境づくり	1 療育体制の充実	(1)母子保健事業の充実 (2)療育事業の充実 (3)保育の充実
	2 教育等の充実	(1)教育環境の整備 (2)就学指導・進路支援の充実 (3)教員等の資質向上

第2章

施策の展開

基本目標 1



意思や希望が尊重される地域社会づくり

1 権利擁護の推進

現状と課題

- 障害のある人へのアンケート調査では、成年後見制度については、制度の理解があまりされていないことがうかがえます。一方で、親族等の亡き後について不安を抱える人も一定数いるため、将来の生活を見据えながら、権利擁護や成年後見制度の周知が求められます。
- 本市では基幹相談支援センター内に虐待防止センターを設置しており、今後も連携を図りながら、虐待防止・早期発見に向けて取り組みを進めていく必要があります。

方針・方向性

個々の状況に応じて、成年後見制度や社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業等を活用することで障害のある人の権利擁護に努め、地域で安心して生活ができるよう支援します。

また、虐待の早期発見・早期対応のため、市民や関係機関等に対し障害者虐待について周知・啓発を図ります。

具体的な取り組み

(1) 成年後見制度及び権利擁護の推進

事業名	内容	担当課
成年後見制度の推進	西播磨成年後見支援センターと連携し、意思表示や判断能力が不十分な障害のある人等の権利を擁護するため、成年後見制度について周知を図ります。	社会福祉課 長寿福祉室
福祉サービス利用援助事業	在宅で生活している判断能力に不安のある高齢者、知的障害及び精神障害のある人を対象に、福祉サービスの選択のサポート、日常生活に必要なお金の入出金、公共料金の支払い等の支援を実施します。	社会福祉協議会

(2) 障害者虐待の防止

事業名	内容	担当課
障害者虐待の防止	基幹相談支援センターと連携し、虐待発生時は適切な対応を行います。 虐待防止に向け、市民に広く周知するとともに、障害福祉サービス事業所においても啓発を図ります。	社会福祉課

2 障害に対する理解促進

現状と課題

- 障害のある人へのアンケート調査では、職場や学校での人の付き合いや、他の人の目が気になるなど、差別や偏見を感じている人が一定数いる結果となっており、障害への理解が十分であるとはいえない状況です。あらゆる機会を通じて、障害のある人への理解が深められる取り組みを進める必要があります。
- 市民全体に合理的配慮の提供等について周知を図るとともに、子どもだけではなく、大人も対象とした福祉学習の場が必要です。また、学校現場においては、交流教育として、児童・生徒の個々の状況に応じて通常学級との交流を行っており、継続した実施が求められます。

方針・方向性

家庭、学校、職場等のあらゆる場において、全ての人が障害に対して正しい理解を深めるため、広報紙やホームページ、SNSなど幅広い媒体を活用しながら、積極的な啓発・広報活動を推進します。

小・中学校等において福祉教育や体験学習の充実を図り、障害のある児童と障害のない児童がともに学習活動をする交流教育を推進します。また、学校のみではなく、大人も対象とした地域での福祉学習の機会を検討します。

具体的な取り組み

(1) 理解促進のための啓発

事業名	内容	担当課
広報・啓発活動	市広報紙やホームページ、リーフレットなどの多様な媒体の活用等により、障害や障害のある人に対する理解を深めます。 また、「善意のつどい」や「あいあい作品展」などを開催し、社会福祉の増進や障害のある人への理解と認識が深められるよう努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会

(2) 福祉教育・福祉学習の推進

事業名	内容	担当課
福祉教育・福祉学習の推進	市内小中学校や高等学校、地域等で福祉学習として福祉体験教室や講演会を開催し、子どもたちの福祉や人権への理解を深める機会を提供します。また、市内の各学校が行う特色ある福祉実践活動に対して助成金を交付します。	社会福祉協議会
交流教育の推進	学校行事や縦割り活動において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級で交流学習を実施したり、副籍を活用し特別支援学校との交流学習を実施することで、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。	学校教育課

(3) 障害を理由とする差別の解消

事業名	内容	担当課
障害者差別解消法の周知及び適切な対応	障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、啓発に努めます。 また、市職員を対象とした対応要領やマニュアルを作成し、行政サービス窓口等での配慮の徹底を図ります。	社会福祉課

3 社会参加の促進

現状と課題

- 障害のある人へのアンケート調査では、地域の行事や活動にあまり参加していないないと感じている人が多く、また、市民全体においても、交流する機会がないと感じている人が多いことがうかがえます。障害のある人とない人がともに交流する機会や、社会参加できる場の創出が必要です。
- 市内では様々なイベントが開催されていますが、その内容について十分に周知されていないことがあります、障害のある人の参加につながらないことが考えられます。イベント等の効果的な情報発信に努めるとともに、福祉施設等で行われるイベントについても積極的に情報発信し、地域交流につなげることが重要です。
- 本市では、「あいあいスポーツ大会」を開催し、障害のある人の社会参加や交流の促進、健康増進を図っています。引き続き、障害のあるなしに関わらずスポーツに楽しめる機会づくりを進めるとともに、障害者スポーツの普及啓発を図る必要があります。
- 障害のある人が地域において多様な文化芸術活動に参加することができるよう、支援する人材の確保や関係者のネットワーク構築など、文化振興のための環境づくりに取り組む必要があります。

方針・方向性

一人ひとりが自らの個性と能力を發揮し、希望に応じた様々な活動に参加することで、生きがいづくりにつながるよう、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。また、障害のある人との人が、ともに交流できる機会を増やすため、誰もが参加しやすいイベント等の検討や、イベント情報を積極的に提供し、参加を促進します。

障害のある人がスポーツや文化芸術活動を楽しむことができるよう、設備等の充実に努めます。また、障害のあるなしに関わらず、あらゆる年代、立場の人が一緒に行えるイベント等の実施を検討します。

福祉施設や学校等とも連携し、障害のある人の創作作品の展示や発表を通じ、障害に対する理解を促進します。

具体的な取り組み

(1) 地域交流の推進

事業名	内容	担当課
社会参加促進事業	在宅の障害のある人を対象に、自立と生きがいを高めるために各種講座や教室などを開催し、社会参加の場を設けます。	社会福祉課
当事者等団体への支援	障害のある人やその家族が、互いの悩みや相談などを共有できる場をつくり、自発的な活動を行っている団体に対し、支援を行います。	社会福祉課
選挙への配慮	障害のために選挙に行くことが難しい人に対し、郵便等による不在者投票を行うなど、投票機会を確保します。また、障害のある人が投票をスムーズに行えるよう、点字候補者氏名の掲示や、代理記載など柔軟に対応します。	選挙管理委員会

(2) 交流機会の充実・情報発信

事業名	内容	担当課
イベント等への参加促進	本市の開催しているイベントについて、障害のあるなしに関わらず、誰もが自由に参加できるよう、全庁に働きかけます。	社会福祉課
イベント等の情報発信	民間福祉施設等が開催する福祉イベント等を通じて、障害のある人と市民が交流できる場となるよう、イベントの周知を積極的に行います。	社会福祉課

(3) スポーツ・文化活動の振興

事業名	内容	担当課
スポーツへの参加促進	障害のある人とないとの交流の場として「あいあいスポーツ大会」を開催します。また、「兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会」について広く周知するとともに、参加手続きをサポートし、スポーツへの参加を促進します。	社会福祉課
文化芸術活動等への参加促進	障害のある人の文化芸術イベント等への参加促進、活動を発表できる場の確保に努めます。また、地域で実施される様々な学習の場に、障害のある人が気軽に参加できるよう、環境整備を図ります。	社会福祉課

基本目標2



いきいきと暮らすための健康づくり

1 保健・医療体制等の充実

現状と課題

- 本市では、各種健康診査やがん検診、健康教育などの各種保健事業を実施することで、疾患や障害の予防、早期発見・早期治療、介護予防などを進めています。引き続き全ての市民が健康に暮らすことができるよう、検診等の受診率向上に向けた受診勧奨などの取り組みが必要です。
- 障害のある人へのアンケート調査では、医療を受けるうえで困っていることとして、医療費の負担が大きいといった意見が多くあります。障害のある人が適切な医療を受けられるよう、医療費負担の軽減が求められます。
- 理学療法士による機能訓練や健康チェック、歯科診療など、障害のある人の健康維持・増進を図るために事業を充実させるとともに、現状では利用者が固定化されているため、必要な人に情報が行き届くよう、周知方法等の検討が必要です。

方針・方向性

障害の原因疾病となる生活習慣病の予防や早期発見・早期治療、高齢者の要介護状態になることを防止するため、各種保健事業や介護予防事業の充実を図ります。

身体機能の回復・維持を目的とした、障害のある人を対象とした機能訓練や、一般の歯科診療では診療が難しい障害のある児童等に適切な歯科診療を提供します。

障害のある人が健康な生活を続けることができるよう、保健所や医療機関と連携し、障害の特性に応じた適切な支援を受けることができるよう体制を整備します。

具体的な取り組み

(1) 疾病の予防

事業名	内容	担当課
健康診査	生活習慣病や疾病の疑いのある人をスクリーニングし、生活習慣改善指導や適正な受診指導を行います。また、各種がんの早期発見・早期治療のため、検診を実施します。	子育て元気課
健康相談・健康教育	疾病予防や介護予防のための健康教育や健康相談を実施します。また、個別の保健指導が必要な人及びその家族に対し、訪問等による指導を実施し、市民の健康維持を図ります。	子育て元気課

(2) 医療費の負担軽減

事業名	内容	担当課
自立支援医療の給付	障害のある人が医療を受ける際、心身の障害の状況に応じて自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の支給を行います。	社会福祉課
医療費の助成	重度の障害のある人が安心して医療を受けることができるよう、福祉医療費(重度障害者医療費及び高齢重度障害者医療費)の一部を助成します。	市民課

(3) 健康の維持・増進

事業名	内容	担当課
身体障害者リフレッシュ事業	身体障害のある人に対し、理学療法士による機能訓練及び看護師による健康チェックを実施します。	社会福祉課
心身障害者(児)歯科診療事業	心身の障害のため、一般の歯科医院で治療を受けることが困難な障害のある人、障害のある児童を対象に、歯科治療及び予防的な処置を行います。	社会福祉課

2 特性に応じた適切な支援

現状と課題

- 入院中の精神障害のある人の退院や地域移行を推進するため、精神保健・医療環境の充実とともに、市民に対して精神障害に関する理解を深めるための取り組みを進めていく必要があります。
- 難病についての理解を深めるとともに、支援者間の連携強化を図り、在宅療養支援体制を構築する必要があります。
- 障害の特性は様々でありそれぞれの状況に応じた支援が求められます。より専門性の高い支援を行っていくためにも、関係機関と連携を図りながら個々の状況に応じて適切な支援を行っていく必要があります。

方針・方向性

精神障害のある人が、地域で生活を送ることができるよう、保健・医療機関との連携を緊密に図り、相談窓口や受診に結びつけるなどの支援体制の充実に努めます。

また、難病患者等が在宅生活を継続することができるよう、情報把握に努めるとともに、保健所等と連携し、適切な支援につなげます。

具体的な取り組み

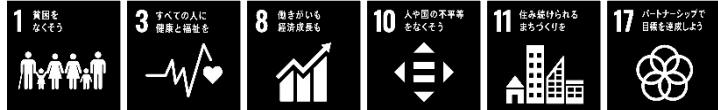
(1) 精神保健福祉の推進

事業名	内容	担当課
地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある人が、地域の一員として安心して自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、地域等の関係者が連携し、在宅生活を支援する体制を構築します。	社会福祉課
地域移行・地域定着支援	精神障害のある人が、地域への生活に移行し、居宅で生活することができるよう、地域相談支援(地域移行・地域定着支援)の提供体制の整備に努めます。	社会福祉課
緊急時の対応	緊急に医療の介入が必要な場合は、警察や医療機関等と連携を図りながら、専門医への受診につなげます。また、保健所と相談しながら関係機関との情報共有手法について検討します。	社会福祉課
こころのケア相談	医療機関につながるまでの相談先として、専門医による個別相談を実施します。	赤穂健康福祉事務所

(2) 難病保健福祉の推進

事業名	内容	担当課
難病患者保健指導事業	<p>疾病について理解を深めるとともに、患者同士の交流の場づくりのため、専門医等による相談会を開催します。</p> <p>西播磨圏域の関係機関の連携の緊密化を図り、地域ケアシステムの整備を促進するため、龍野健康福祉事務所と合同で西播磨圏域難病対策連絡会を開催します。また西播磨難病対策連絡会の内容を踏まえて、在宅療養支援推進会議を開催し、支援者間の連携強化を図るとともに在宅療養支援体制の構築につなげます。</p>	赤穂健康福祉事務所
難病患者に対する障害福祉サービス等の提供	難病患者に対して、身体の状況等に応じて、適切な障害福祉サービス等を提供します。	社会福祉課

基本目標3



自分らしく暮らすための支援体制づくり

1 相談支援の充実

現状と課題

○本市においては、基幹相談支援センターがワンストップ窓口としての役割を担っており、関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実を図っています。一方で、障害のある人へのアンケート調査では、相談相手としては家族・親族が大半を占めており、また、どこに相談したらいいのかわからないという意見もみられます。今後は、専門窓口の周知徹底や、更なる相談支援体制の充実・強化が求められます。

○相談内容は多岐にわたっているため、障害のある人やその家族の悩みや不安が解消できるよう、相談体制の強化や専門性の高い相談ができる体制を整えるとともに、身近な相談相手となる、当事者やその家族で構成される障害者相談員やピアソポーター等の育成が必要です。

方針・方向性

基幹相談支援センターの周知及び機能の充実に努めるとともに、各関係機関と連携しながら適切な助言・指導が行えるよう、総合的な窓口の充実を図ります。

また、当事者やその家族で構成される各障害別の障害者相談員や民生委員・児童委員、ピアソポーターが身近な相談相手となるよう、研修等により相談員の資質向上を図ります。

具体的な取り組み

(1) 総合的な相談体制の整備

事業名	内容	担当課
基幹相談支援センターの充実	総合福祉会館内に「相生市障害者基幹相談支援センター」を設置し、障害のある人やその家族、事業所等からの相談に対応します。また、総合窓口であることを広く周知し、誰もが相談しやすい環境づくりを整備します。	社会福祉課
地域生活支援拠点の充実	地域の実情に応じて、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指すため、障害のある人の重度化・高齢化や、親亡き後を見据え、相談、緊急時の受け入れ、専門的人材の確保などの必要な機能を集約した地域生活支援拠点の充実を図ります。	社会福祉課

(2) 相談窓口の充実

事業名	内容	担当課
相談員による障害者相談	当事者やその家族を身体・知的・精神障害者相談員にそれぞれ委嘱し、相談支援を実施します。	社会福祉課
家庭児童相談室	家庭における適正な児童療育、その他の家庭児童福祉の向上を図るための相談を実施します。	子育て元気課
ふれあい福祉相談所	日常生活に係る身近な問題に応える心配ごと相談や弁護士による法律相談、社会福祉士等による福祉相談など、様々な相談窓口を開設します。	社会福祉協議会

(3) 相談員の資質向上

事業名	内容	担当課
研修への参加促進	兵庫県等が主催する研修会について、身体・知的・精神障害者相談員や相談支援従事者に周知するとともに、参加を促進し、相談員の資質向上に努めます。	社会福祉課
ピアサポート活動への支援	当事者同士が中心となり活動するピアサポート活動を支援します。	社会福祉課

2 福祉サービス等の充実

現状と課題

- 障害のある人へのアンケート調査より、障害福祉サービスの満足度は比較的高くなっていますが、市内サービス事業所が不足しているとの意見もあります。障害のある人のニーズを踏まえ、市内事業所の状況を把握しながら、事業所やサービスを確保していくことが必要です。
- 生活の場の整備としては、医療支援型グループホームの開設もあり、様々な状況の中、住み慣れた地域で引き続き生活が送れるよう、生活の場の確保を行っています。今後は、居住サポート等の賃貸物件への入居支援や宅建業者への啓発など、更なる取り組みが必要です。
- 特別障害者手当や障害児福祉手当、障害基礎年金などの各種手当を通じて、障害のある人やその家族の経済的な負担の軽減を図っています。今後も、経済的な自立を支援するため、適切な支給を継続していく必要があります。

方針・方向性

障害のある人が自立し、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、福祉サービスの充実と生活の場の確保に取り組みます。また、各種サービスを総合的に組み合わせ、最も効果的なサービスが提供できるよう、ニーズを踏まえ、障害福祉サービス事業所の確保やサービス提供体制の強化に努めます。

経済的負担を軽減するため、各種年金・手当、医療費助成等についての周知を図り、経済的自立を支援します。

具体的な取り組み

(1) 障害福祉サービスの充実

事業名	内容	担当課
障害福祉サービス等の提供	障害のある人が、その人の状況やニーズに適したサービスが利用できるよう、サービス等利用計画に基づき、適正な障害福祉サービスの支給に努めます。また、介護保険の適用年齢に達した人が円滑に移行できるよう、連携体制を整えます。	社会福祉課
補装具・日常生活用具の給付	身体上の障害を補うための補装具の購入や修理にかかる費用の一部を助成します。また、日常生活の利便性の向上のため、日常生活用具の購入費用の一部を助成します。	社会福祉課

(2) 生活の場の整備

事業名	内容	担当課
居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な支援や家主等への相談・助言を行い地域生活を支援します。	社会福祉課
入所施設等受入先の確保	基幹相談支援センターにおいて施設の空き状況を把握するとともに、緊急時の受入調整を実施します。	社会福祉課

(3) 経済的支援の充実

事業名	内容	担当課
各種福祉手当等の支給	<p>特別障害者手当や障害児福祉手当、重度心身障害者介護手当、重症心身障害者福祉年金など、障害のある人またはその介護者を対象とする各種手当を適切に支給し、福祉の向上を図ります。</p> <p>保護者が亡くなった場合等に、障害のある人に終身にわたって一定の金額を支給する「兵庫県心身障害者扶養共済制度」について周知するとともに、所得状況に応じて、加入者に対して掛金の一部を助成します。</p> <p>障害年金支給制度の適用除外となる在日外国人で重度及び中度の障害がある無年金者に対し、市独自の給付金を支給します。</p>	社会福祉課 市民課
生活福祉資金の貸付	障害者手帳所持または障害者総合支援法によるサービスを利用している人が属する世帯に対し、該当する資金の貸付を行うことで、生活課題の解決と世帯の自立を支援します。	社会福祉協議会

3 就労支援の充実

現状と課題

- アンケート調査では、障害のある人が働く上での条件として、自分に合った仕事であることや障害に対する周囲の理解があることなどの意見が多数あります。働く意欲のある障害のある人がその能力や適性を活かすことができるよう、多様な就労の機会を確保していく必要があります。
- 福祉的就労として、就労継続支援 A型及びB型事業所は市内をはじめ西播磨圏域内に複数あり、利用者に合った事業所を選択することができています。一方で、一般就労を目指すための就労移行支援事業所は本市をはじめ、圏域全体においても不足しているため、事業所開設への働きかけが必要です。

方針・方向性

障害のある人一人ひとりが、個々の能力を十分に発揮して働くことができるよう、就労機会の確保に努めるとともに、市民や企業等に対し、障害者雇用についての理解を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

また、就労に必要な知識・能力の向上のための就労系サービスの場や福祉的就労の場など、多様な働く場の確保・拡大に努めます。

具体的な取り組み

(1) 雇用機会の確保と拡大

事業名	内容	担当課
障害者雇用に対する理解促進	市民や企業等に対し、障害のある人の就労について理解促進を図ります。 西播磨障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、雇用の促進を図るとともに、市職員としての雇用促進と職業安定に努めます。	社会福祉課 総務課
就労支援体制の整備	障害のある人の自立と社会参加を目的とするNPO法人自立支援プラザ相生による就労支援を実施します。	社会福祉課
就労相談	就労の意志はあるものの、自分で就職が難しく支援が必要な人に対して、生活困窮者自立支援事業や若者サポートステーションと連携し、就労相談や就労支援に応じます。	社会福祉課 地域振興課

(2) 就労系サービスの充実

事業名	内容	担当課
福祉的就労の場の充実	就労系サービスを提供する障害福祉サービス事業所等の確保を図るとともに、一般就労後の雇用が継続するよう、就労定着支援事業の利用促進や相談体制の構築を図ります。	社会福祉課
障害者就労施設等からの優先調達	施設等での仕事を確保することで、障害のある人の工賃水準を引き上げるため、優先的な物品の購入や役務の提供を促進します。	全庁

4 情報提供の充実

現状と課題

- アンケート調査では、行政からの情報がわかりにくい、専門用語がわからないといった意見が多数あり、情報のわかりづらさが、情報収集の妨げの一因であることが考えられます。障害のある人が、必要とする情報を取捨選択し、自ら情報収集することができるよう意思疎通支援体制を整備することが重要です。
- 本市においては、聴覚や視覚等に障害のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、音声による情報発信等を行っています。今後は、コミュニケーション手段が多様化するなかで、それぞれの障害特性に配慮し、わかりやすい表現を用いた情報提供が必要です。

方針・方向性

障害のある人が、自ら必要な情報を取得することができるよう、新たな情報発信方法の検討や情報提供の手法を工夫し、情報アクセシビリティの向上を目指すとともに、自分で意思表示が行えるよう、多様なコミュニケーション手段の利用を促進します。

情報の入手が困難な人のために、手話通訳者等の窓口設置・派遣事業や音声による情報発信など、障害の種別に応じた情報提供の拡充を図ります。

具体的な取り組み

(1) 情報内容及び提供方法の充実

事業名	内容	担当課
障害者福祉制度 てびきの発行	障害のある人が見やすく、わかりやすい表現を用いながら、障害福祉施策をまとめた「障害者福祉制度のてびき」を作成し、制度の周知に努めます。	社会福祉課
声の広報・点字広報等の発行	ボランティアグループにより、視覚に障害のある人向けに、音訳や点字による情報発信を行います。	社会福祉協議会
情報のバリアフリー化	障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、利用しやすい情報の提供や情報通信機器の普及など、情報のバリアフリー化を推進します。	社会福祉課

(2) コミュニケーション手段の確保

事業名	内容	担当課
手話通訳者・要約筆記者の派遣等	聴覚や言語機能に障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等を行います。	社会福祉課
手話奉仕員養成講座	日常会話ができる程度の手話表現の技術や基礎的な知識を学ぶための講座を開講し、聴覚に障害のある人の日常生活や社会生活をサポートする手話奉仕員を養成します。	社会福祉課
手話への理解及び普及	手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及を図ることで、手話を使用しやすい環境を整備します。	社会福祉課

5 ボランティア活動の充実

現状と課題

○アンケート調査では、障害のある人を対象とするボランティア活動について、参加したことはないが関心を持っている人は一定数おり、気軽に参加できる雰囲気やボランティア活動の情報提供などが求められています。今後も、活動内容や状況などの情報提供を行いながら、ボランティア活動の参加につなげていく必要があります。

○現在活動しているボランティアグループにおいては、活動者が高齢化しており、継続したグループ運営が難しくなりつつあります。今後もボランティア講座の実施等により、新たな担い手を養成していく必要があります。

方針・方向性

市民がともに支え合いながら暮らすことができる共生社会を実現するため、市民が参加しやすく、興味を持って活動できるボランティア講座の開催や既存団体の活動状況等の情報発信を行い、ボランティア活動への支援を推進します。

若い世代のボランティア活動への参加促進のため、長期休暇を利用したボランティア講座の開講等により、福祉人材の養成・確保に努めます。

具体的な取り組み

(1) ボランティア活動の活性化

事業名	内容	担当課
ボランティア活動への支援	各種情報媒体を活用し、ボランティア活動の紹介や募集等について情報を提供します。また、ボランティアセンターにおいて、活動で必要となる場所の提供や資材の貸し出しを行ったり、助成金の交付など、ボランティア活動を支援します。	社会福祉協議会
ボランティア講座の開催	相生ボランティア協会等と連携して様々な事業を企画し、実施します。 朗読や点字、運転ボランティアなどの各種講座を企画・実施します。	社会福祉協議会

(2) 人材の育成

事業名	内容	担当課
学生ボランティアの育成・支援	夏休み期間等において、児童・生徒を対象としたボランティア講座を開催します。また、高校生による技術ボランティア活動の支援や、高校生ボランティアの組織化を検討します。	社会福祉協議会
実習生等の受け入れ	看護専門学校や福祉系大学からの実習生を積極的に受け入れ、次世代の人材育成を行います。	社会福祉協議会

基本目標 4



安全安心に暮らせるまちづくり

1 福祉のまちづくりの推進

現状と課題

- 本市においては、福祉のまちづくり関係法令等に基づき、公共施設や道路等について、バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮に努め、優先順位をつけながら整備を行っていますが、まだまだ十分とはいえません。障害のある人が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らしていくことができる生活環境を実現するためには、引き続き、住環境の整備や公共施設等のバリアフリー化を促進するまちづくりが重要です。
- 日常生活を送るなかでは、外見からは支援や配慮を必要としていることがわかりづらい人がいます。そうした人が、どのような支援を必要としているかを知るとともに、一人ひとりが思いやりのある行動をとることが大切です。

方針・方向性

全ての市民が安心して快適に生活を送ることができるよう、公共施設・道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを意識した施設整備を推進します。また、障害のある人が住み慣れた地域、住宅で生活を続けていくため、住環境の改善を支援します。

配慮が必要な人等が周囲にその必要性を伝えるためのヘルプマーク等の普及啓発に努めます。

具体的な取り組み

(1) ユニバーサル社会づくりの推進

事業名	内容	担当課
住宅改造助成	在宅の障害のある人が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、住宅を改造する費用の一部を助成します。	社会福祉課
道路・公園等のバリアフリー化	障害のある人に配慮した生活環境を整備するため、道路や公園、公共施設など更新時において、バリアフリー化を検討します。	社会福祉課 都市整備課

事業名	内容	担当課
市営住宅建替事業	「相生市公営住宅等長寿化計画」をもとに、市営住宅の建て替えにおいて、バリアフリー設備の整備について検討します。また、市営住宅の入居の際に、入居資格の要件を緩和します。	都市整備課
兵庫ゆずりあい駐車場	公共施設や商業施設などの駐車場に設置している、歩行が困難な人などのための駐車スペースの適正な利用のため、対象者に利用証を発行します。	社会福祉課

(2) 障害者マークの普及啓発

事業名	内容	担当課
ヘルプカード等の配布	外出時に支援や配慮が必要であることを周囲の人に伝え、サポートを受けやすくするためのヘルプカードやヘルプマークの配布及び普及啓発を行います。	社会福祉課
あんしん見守り事業	障害のある人の外出時の身元確認方法として、緊急連絡先を確認することができる、あんしん見守りグッズの配布及び普及啓発を行います。	社会福祉課

2 移動手段の整備

現状と課題

○アンケート調査では、外出する際の交通手段は自家用車であり、自身もしくは家族が運転できなくなった場合の交通手段の確保について、不安を感じているという意見が多数あります。

○本市では、福祉タクシー事業や福祉車両による送迎などを通じて、移動手段の確保に努めています。また、自動車改造やリフト付き車両の購入など、移動が困難な障害のある人への支援を行っていますが、引き続き、障害のある人が、移動の際に必要とする支援がどのようなものかを把握していく必要があります。

方針・方向性

移動が困難な人が、不安や不自由さを感じることなく外出できるよう、移動手段の確保や生活環境における社会的障壁の除去を推進します。

また、障害のある人の移動にかかる経済的負担の軽減のため、バスやタクシー、JR、有料道路等の割引制度について周知を図ります。

具体的な取り組み

(1) 移動手段に対する支援の充実

事業名	内容	担当課
社会参加促進助成事業・身体障害者福祉基金事業	自動車改造費や自動車運転免許取得費、リフト付き車両の新規購入または既所有の車両にリフト装置を装着する費用の一部を助成することで、障害のある人の移動手段の確保、行動範囲の拡大につなげます。	社会福祉課
福祉車両による送迎	車いす等により自家用車や公共交通機関での移動が困難な人が、通院や余暇活動などの外出ができるよう、運転ボランティアが社会福祉協議会の福祉車両を使用して送迎を行います。	社会福祉協議会
福祉タクシー助成制度	重度の障害による外出や移動の困難さ、またそのために発生する経済的負担の軽減を図るため、福祉タクシー助成券を発行します。	社会福祉課

(2) 交通費助成の周知

事業名	内容	担当課
各種交通機関における助成	JRやバス、タクシー、有料道路通行料金などの割引制度について、広く周知を図るとともに、窓口で必要な手続きを行います。	社会福祉課

3 災害時支援体制の整備

現状と課題

- アンケート調査では、災害時に一人で避難できないとの意見や、災害発生時に支援してほしいこととして、災害情報を知らせてほしい、災害時の声かけをしてほしいなどの意見が多くみられます。今後は、避難訓練の実施など、地域との連携による避難支援体制の確立が重要です。
- 災害時に必要な生活支援ができる体制を整備した福祉避難所について、社会福祉施設と設置にかかる協定を締結しています。災害時に備え、避難所開設の流れを、訓練等で定期的に確認するなど、更なる体制整備が必要です。

方針・方向性

災害時においては、障害の特性や介護者の有無等に配慮しながら、適切な情報伝達や避難支援を行うため、要援護体制の充実・強化を図ります。

日頃から防災意識を高めるため、避難訓練の推進や福祉避難所の整備、緊急通報システムの周知を図ります。

具体的な取り組み

(1) 緊急時に備えた対応

事業名	内容	担当課
避難体制の整備	災害時に支援が必要な人が円滑に避難できるよう、地域と連携しながら避難行動要支援者名簿等を更新していくとともに、地域の実情に応じた避難訓練の実施を検討します。	危機管理課
福祉避難所の指定	災害時に避難行動要支援者が安心して生活を送ることができるよう、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、緊急時に迅速な対応が図れるよう、日頃から関係機関との連携を密にします。	社会福祉課

(2) 防災啓発・災害時の情報伝達

事業名	内容	担当課
防災体制の整備	防災に必要な火災警報器や自動消火器、屋内信号装置等の日常生活用具の給付及び周知に努めます。	社会福祉課
緊急通報システムの周知	聴覚や言語機能に障害がある人が、スマートフォン等を用いて音声を使わずに火災や救急等の緊急通報ができるNet 119の普及啓発を図ります。	社会福祉課

基本目標5



ともに育ちともに学ぶ環境づくり

1 療育体制の充実

現状と課題

- 本市の保育体制については、保育士不足により、障害のある児童の積極的な受入が難しくなっています。今後は、未就学児童数の推移や子育て家庭のニーズ等を考慮し、市全体の保育体制のあり方を検討していく必要があります。
- 子どもの発達の節目において検診等を行い、障害の早期発見に努めることで、適切な支援が受けられるよう、関係機関へつないでいます。引き続き、ライフステージに応じて一貫した療育を行えるよう、関係機関の連携を強化する必要があります。

方針・方向性

特別な支援が必要な子どもに關わる関係機関が連携し、幼児期から就学期、成人期へと続くライフステージにおいて、切れ目のない支援体制を整備します。
障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や保健事業の充実を図るとともに、保護者等に寄り添いながら早期支援につなげられるよう相談支援に努めます。

具体的な取り組み

(1) 母子保健事業の充実

事業名	内容	担当課
乳幼児健康診査	疾病や障害を早期に発見し、適切な治療、療育を行うため、対象年齢に応じた健康診査を実施し、健康状態の把握や助言、指導に努めます。	子育て元気課
親子教室	就園前の児童と保護者を対象に、保育士が指導員となり、親子遊び等を通して発達に関する相談を受けたり、遊びを通じた集団生活の訓練や関わり方の指導を行います。また、公認心理師が保育士に対し、指導方法などのアドバイスを行います。	子育て元気課

(2) 療育事業の充実

事業名	内容	担当課
療育相談・発達相談	発達の遅れや行動が気になる子どもについて、医師による相談や心理士による発達検査、発達支援を行うための専門機関につなぎます。また、保育士や公認心理師、臨床心理士が指導員となり、個別相談や巡回相談を通じ、発達や成長に不安のある子どもやその保護者一人ひとりに合った支援を行います。	社会福祉課 子育て元気課
医療的ケア児の支援体制	医療的ケア児が、地域でその心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関において情報共有を図り、支援体制を整備します。	社会福祉課
個別療育事業	発達の遅れに不安がある子どもを対象に、個別療育として理学療法士、言語聴覚士、作業療法士による訓練を行います。	社会福祉課

(3) 保育の充実

事業名	内容	担当課
保育体制の整備	障害のある児童の受け入れに対応できるよう、将来的な未就学児童数の推移や子育て家庭のニーズを考慮し、市全体の保育所等のあり方を検討し、保育体制の充実に努めます。	子育て元気課

2 教育等の充実

現状と課題

- アンケート調査によると、通園・通学していくこととして、通うことが大変、周囲の理解や配慮が足りないといった意見が多くなっています。障害に対する理解と認識を深めるとともに、障害のある児童の豊かな人間形成を促進するため、継続的な交流教育、福祉教育の推進が必要です。
- 本市においては、支援を必要とする子どもの数は増加傾向にあり、引き続き、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に、教育、福祉、医療等の関係機関との連携強化により、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。
- 障害の多様化や医療的ケアが必要な子どもなど、障害の特性に合わせた学びの場を提供するとともに、教員等の専門知識や技術を高め、指導力及び資質の向上を図るため、研修等の継続的な実施が必要です。

方針・方向性

障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが一人ひとりのニーズに応じた教育を受けられる体制を整備します。また、個々の違いや特性を大切にした学びの場となるよう、インクルーシブ教育の考え方を取り入れた教育を推進します。

障害に対する理解と認識を深めるため、管理職及び全教員等に対する研修の機会を設けることにより、特別支援教育の向上に努めます。

具体的な取り組み

(1) 教育環境の整備

事業名	内容	担当課
教育施設の整備	学校の施設・設備が理由で学校生活に支障をきたすことがないよう、障害の種別に対応した改修を行い、障害のある児童に配慮した教育環境づくりに努めます。	管理課
交流教育の推進 (再掲)	学校行事や縦割り活動において、特別支援学級の児童・生徒が通常学級で交流学習を実施したり、副籍を活用し特別支援学校との交流学習を実施することで、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。	学校教育課

(2) 就学指導・進路支援の充実

事業名	内容	担当課
教育支援委員会の開催	障害のある児童の実態把握及び対応方法について検討するため、教育支援委員会を開催し、就学指導・教育支援の充実に努めます。	学校教育課
適切な進路支援	障害のある児童が、卒業後も引き続き地域で生活することができるよう、在学中から特別支援学校等と連携を図り、計画的な進路支援を行います。	社会福祉課
個別の指導計画・支援計画作成	一人ひとりの障害特性や教育ニーズ等に応じた指導計画・支援計画を作成し、適切な支援の充実を図ります。	学校教育課

(3) 教員等の資質向上

事業名	内容	担当課
特別支援教育研修	県教育委員会等が主催する研修会に参加し、多様な障害に対する理解を深めるとともに、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

第3部

第7期相生市障害福祉計画及び 第3期相生市障害児福祉計画

1 本市の目標値の設定

障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標などについて、国の基本指針などを踏まえ、令和8年度の数値目標を設定します。令和11年度の最終年度の数値目標については、令和8年度の中間見直し時に国の基本指針を踏まえて設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

- 地域生活移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

【本市の方向性】

地域移行や地域移行後の生活を支援するため、施設入所者のニーズを捉えながら、適切なサービスが提供できるよう、基幹相談支援センター等の関係機関と連携を強化します。

また、地域移行の受け皿となるグループホームなどの居住の場の整備に努めるとともに、就労継続支援や生活介護など日中活動の場の確保を図ります。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者（A）	57人	
【目標】 地域生活移行者の增加	令和8年度 4人	令和4年度末時点の施設入所者数の6%を上回る 【(A) × 6%】
【目標】 施設入所者の削減	令和8年度 3人	令和4年度末時点の施設入所者数の5%を上回る 【(A) × 5%】

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【本市の方向性】

誰もが安心して自分らしく生活することができるよう、関係機関との連携に基づき、精神障害のある人にも対応した地域生活支援連携体制の構築を図ります。

構築に当たっては、福祉、保健、介護、住まい等を包括的に提供することで、充実した支援となるよう、協議の場として相生市障害者自立支援協議会専門部会や地域移行・地域定着会議を活用し、検討を進めます。

■活動指標

項目	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	2	2	2	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	22	25	25	25	25	25
精神障害のある人の地域移行支援の利用者数	人/年	0	1	1	1	1	1
精神障害のある人の地域定着支援の利用者数	人/年	0	1	1	1	1	1
精神障害のある人の共同生活援助の利用者数	人/年	12	12	13	14	14	14
精神障害のある人の自立生活援助の利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1
精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

(3) 地域生活支援の充実

【国の指針】

- 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。
- 強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

【本市の方向性】

本市では、相生市障害者基幹相談支援センターを開設し、障害のある人やその家族が安心して生活するため、すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られるよう地域生活支援拠点等を整備しています。今後は、効果的な支援体制構築のため、近隣市町の状況をみながら、コーディネーターの配置を検討します。

継続した機能の充実のため、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCAサイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上、実施することとします。

強度行動障害を有する人に対しては、どのような支援が必要かなどニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

項目	成果目標	
【目標】地域生活支援拠点等の整備箇所数	令和8年度	1 箇所
【目標】地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	令和8年度	構築
【目標】運用状況の検証・検討回数	令和8年度	年1回以上
【目標】強度行動障害を有する方への支援体制の整備	令和8年度	実施

■活動指標

項目	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
コーディネーターの配置 人数	人	0	0	0	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。
(うち、就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上)
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。
- 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

【本市の方向性】

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や相談体制の整備、訓練の機会の充実等により、就労の場の確保に努めるとともに、一般就労に向けた就労移行・就労定着等のサポートに取り組みます。

また、本市の物品・役務等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、障害者就労施設等を支援します。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労への移行者数（A）	5人	
うち、就労移行支援事業（B）	3人	
うち、就労継続支援A型（C）	2人	
うち、就労継続支援B型（D）	0人	

項目	数値	考え方
【令和8年度目標】一般就労への移行者の増加	8人	令和3年度の一般就労への移行者数の1.28倍以上【(A) × 1.28以上】
うち、就労移行支援事業	4人	令和3年度の就労移行支援事業の1.31倍以上【(B) × 1.31】
うち、就労継続支援A型	3人	令和3年度の就労継続支援A型の1.29倍以上【(C) × 1.29】
うち、就労継続支援B型	1人	令和3年度の就労継続支援B型の1.28倍以上【(D) × 1.28+1】

項目	数値	考え方
【令和8年度目標】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%	

項目	数値	考え方
令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数 (E)	2人	
【令和8年度目標】就労定着支援事業の利用者数	3人	令和3年度末における就労定着支援事業の利用者数の 1.41 倍 【(E) ×1.41】

項目	数値	考え方
【令和8年度目標】就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%	2割5分以上

項目	数値	考え方
令和5年度の市の障害福祉サービス事業所等への優先発注見込件数 (F)	9件	
令和5年度の市の障害福祉サービス事業所等への優先発注見込額 (G)	4,700千円	
【目標】市の障害福祉サービス事業所等への優先発注件数	10件	(F) 以上
【目標】市の障害福祉サービス事業所等への優先発注額	5,000千円	(G) 以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

【本市の方向性】

本市では、相生市障害者基幹相談支援センターを設置し、障害のある人やその家族の相談の拠点として事業を推進してきました。同センターは、地域における障害福祉に関する課題や情報を共有し、福祉、教育、医療、就労等のネットワークを構築するために、相生市障害者自立支援協議会等の事務局を担っています。今後も連携強化を図るとともに、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等を検討します。

多様化するニーズに引き続き的確に対応し、障害福祉サービス等の質を向上させるため、市職員の各研修への積極的な参加や報酬請求の適正な審査、審査結果分析のサービス提供事業者への共有等に努めます。

項目		成果目標	
【目標】基幹相談支援センターの設置		令和8年度	設置
【目標】基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保		令和8年度	確保
【目標】協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		令和8年度	実施

■活動指標

項目		令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	人/年	5	5	5	5	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有無	有	有	有	有	有	有	有
	回/年	1	1	1	1	1	1	1

2 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
居宅介護	自宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助を行います。
重度訪問介護	常時介護を必要とする重度の肢体不自由者その他障害のある人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護や外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が困難な人に、外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
行動援護	知的または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする重度の障害のある人に対し、行動上の危険を回避するため必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 重度障害者等包括支援は利用実績がないため、当面「0人」としています。

■見込量

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	時間/月	800	805	805	805	805	805	805
	人/月	34	35	35	35	35	35	35
重度訪問介護	時間/月	744	744	744	744	744	744	744
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	85	85	85	85	85	85	85
	人/月	5	5	5	5	5	5	5
行動援護	時間/月	10	10	10	10	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括 支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※数値：上段は「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用時間」、下段は1か月当たりの利用人数。

【見込量確保の方策】

- 訪問系サービスの見込量は横ばいで見込んでおり、今後もサービス提供体制の確保・維持に努めます。また、重度訪問介護については、サービス提供事業者の不足が課題であるため、事業実施の働きかけを行います。
- 現状、利用見込みがないと考えられるサービスについても、急なニーズの発生に備え、サービス提供事業者等と連携してサービス提供体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障害のある人で、一定の条件を満たす人を対象に、事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や、生産活動や創意的活動の機会の提供を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的・精神障害のある人を対象として、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴・排せつ・食事に必要な訓練、生活等に関する相談等の支援を行います。
就労選択支援	障害のある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障害のある人の就労を支援します。
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障害のある人を対象に、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労後における職場定着のために必要な訓練及び指導を行います。
就労継続支援 A型	一般の事業所に雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障害のある人を対象に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練を行います。
就労継続支援 B型	雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障害のある人で常時介護を要する人を対象に、主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。

サービス名	内 容
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者が病気の場合等の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な人を対象に入浴・排せつ・食事等の介護を行います。福祉型は、障害者支援施設等において、医療型は、病院、診療所、介護老人保健施設において介護を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 就労継続支援A型・B型は、いずれも年々利用者が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

■見込量

サービス名	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	人日/月	1,826	1,826	1,826	1,848	1,848	1,848
	人/月	83	83	83	84	84	84
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	10	10	10	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	10	10	10	10	10
	人/月	0	1	1	1	1	1
就労選択支援	人日/月	0	0	0	0	5	5
	人/月	0	0	0	0	1	1
就労移行支援	人日/月	102	116	123	131	139	148
	人/月	6	6	7	7	7	8
就労継続支援 A型	人日/月	773	741	762	784	807	830
	人/月	38	37	38	39	41	42
就労継続支援 B型	人日/月	1,284	1,295	1,333	1,371	1,411	1,452
	人/月	81	81	84	86	89	91
就労定着支援	人/月	7	5	5	5	5	5
療養介護	人/月	1	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人日/月	107	115	120	125	130	135
	人/月	6	7	8	9	10	11
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※数値：上段は「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」、下段は1か月当たりの利用人数。

【見込量確保のための方策】

- 就労系サービスについては、今後もニーズの増加を見込んでおり、引き続き、サービス提供事業者との連携・関係機関との情報共有を図りながら、受入枠の拡大と一般就労に向けた支援に努めます。
- 短期入所については、コロナ禍以前の状況に戻りつつあると見込んでおり、必要なときにサービスが受けられるよう、受入体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービスの内容

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人を対象として、夜間等における入浴・排せつ・食事等の介護等、必要な介護、支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。

■見込量

サービス名		令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1	1
共同生活援助	人/月	38	39	39	40	41	41	42
施設入所支援	人/月	57	56	55	54	54	54	54

※数値は1か月当たりの利用人数。

【見込量確保のための方策】

- 居住系サービスについては、地域生活への移行に向け、自立生活援助及び共同生活援助は増加、施設入所支援は減少で見込んでいます。障害のある人の自立促進や家族等の支援者の高齢化などの影響も考慮し、引き続き、サービス提供事業者の新規参入促進などを図り、受入体制の拡大に努めます。

(4) 相談支援

■サービスの内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス事業者や関係機関との連絡調整を行います。また、支給決定後、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整や、必要に応じて計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人、または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談等の必要な支援を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績値の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。
- 計画相談支援の利用者が微増していることから、適切かつ計画的なサービスが障害のある人に行きわたるよう、十分なサービス量を見込みます。

■見込量

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	人/月	67	70	71	72	73	74	75
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1	1	1	1

※数値は1か月当たりの利用人数。

【見込量確保のための方策】

- 計画相談支援については、増加で見込んでおり、引き続きサービス提供事業者と密に連携を図るとともに、全ての人に適切な支援計画が策定されるよう、支援の質の向上に努めます。
- 地域移行支援・地域定着支援については、これまでに利用実績はありませんが、医療機関等と連携を図りながら、支援体制の構築に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

■必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

■事業の内容

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域社会の住民に対して障害のある人に対する理解を深めるためのイベントの開催、啓発活動等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保の方策】

- 障害のある人への理解が一層深まるよう、市の広報、イベントなどあらゆる機会を通じて啓発に努めます。
- イベント開催等を通じて、障害のあるなしに関わらず誰もが交流を深め、相互理解ができるよう努めます。

(2) 自発的活動支援事業

■事業の内容

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障害のある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会活動やピアサポートの取り組みが一層活性化するよう、自発的な活動に対する支援に努めます。

(3) 相談支援事業

■事業の内容

事業名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援します。
基幹相談支援センター	身体・知的・精神障害のある人の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進の取り組みを行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害のある人について、不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者相談支援事業	箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 多様化する相談内容に的確に対応していくため、障害者自立支援協議会をはじめ、サービス提供事業者及び関係機関と連携しながら地域課題を共有し、課題解決に向けた検討を図ります。
- 住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センターと実施に向けた協議を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業の内容

事業名	内 容
成年後見制度利用支援事業	知的障害のある人や精神障害のある人で、福祉サービスを利用しようとする際にその手続き等が困難な場合、障害の状態や親族の状況等により、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	西播磨成年後見支援センターと連携し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人等の権利擁護を図ります。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績及び社会情勢等を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名			令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
成年後見制度利用支援事業	申立件数	人/年	1	1	1	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	助成件数	人/年	1	2	2	2	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 西播磨成年後見支援センターと連携し、制度等の周知に努めるとともに、成年後見制度法人後見支援事業については、近隣市町の状況をみながら、適切に業務を行える法人の確保に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

■事業の内容

事業名	内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成、点訳・音訳等による支援事業を実施します。また、手話通訳者の窓口設置について検討します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績及び今後のニーズ等を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件/年	12	15	15	15	18	18
手話通訳者設置 事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業のニーズは今後も高まると考えられることから、事業に必要な人材の確保に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

■事業の内容

事業名	内 容
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している身体・知的障害のある人や難病患者等の日常生活上の便宜を図るため、障害の種別や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7	7	7	7
排せつ管理支援用具	件/年	550	550	550	550	550	550
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 事業の周知を図り、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業の内容

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
手話奉仕員養成研修 事業	人/年	0	9	0	0	10	0

※数値は年間の養成研修修了者数。

【見込量確保の方策】

- 計画的に養成講座を実施し、手話奉仕員の育成を図ります。

(8) 移動支援事業

■事業の内容

事業名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出（通院は除く）や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。
- 利用状況はコロナ禍以前の状況には戻っていませんが、今後はやや増加するものとして見込みます。

■見込量

事業名	令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
移動支援事業	人/年	20	20	20	21	21	21
	時間/年	1,200	1,200	1,200	1,260	1,260	1,320

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会参加促進や自立支援の観点からも、利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるよう、サービス提供事業者確保等に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■事業の内容

事業名	内 容
地域活動支援センター	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や様々な相談への対応、各種の交流活動への参加支援等を行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名			令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
市内	実施箇所数	箇所	1	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	人/年	14	14	14	14	14	14	14
他市町	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 創作的活動、生産活動の機会の提供等、障害の特性に合わせた地域生活支援の促進を図ります。

■任意事業

■事業の内容

事業名	内 容
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導等、生活の質的向上を図り社会復帰を促進します。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を図るために、障害者福祉施設で、日中における見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
社会参加促進事業	障害のある人等に創作活動やスポーツ等の活動の場を提供することで自立を図るとともに、生きがいを感じる活動が行えるよう社会参加を促進します。 （スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 文化芸術活動振興事業 点字・声の広報等発行事業）

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績を踏まえて見込みます。

■見込量

事業名	実施の有無	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活支援事業	有	有	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	人/月	6	7	7	7	7	7	7
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	人/年	240	240	240	240	240	240	240
文化芸術活動振興事業	人/年	450	450	450	450	450	450	450
点字・声の広報等発行事業	人/年	18	18	18	18	18	18	18

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の活動の機会等を増やすよう、事業内容の工夫と広報に努めます。

1 本市の目標値の設定

障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築について、国的基本指針などを踏まえ、令和8年度の数値目標を設定します。令和11年度の最終年度の数値目標については、令和8年度の中間見直し時に国的基本指針を踏まえて設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- 保育所等訪問支援を利用する体制を構築する。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【本市の方向性】

本市においては既に施設の設置や体制の構築は整備済みですが、引き続き、障害の早期発見と早期療育、切れ目のない支援を行うことができるよう、福祉、医療、保育、教育等の連携体制の一層の充実に努めます。

項目	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	1箇所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3人

(2) 発達障害のある人等に対する支援

【本市の方向性】

ペアレントトレーニング等については、現在、本市での事業実施はありませんが、ニーズを把握し、近隣市町とも連携しながら発達障害のある人やその家族を支援する体制の確立に努めます。

■活動指標

項目		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者 (保護者) 人/年	0	0	0	5	5	5	5
	実施者数 (支援者) 人/年	0	0	0	1	1	3	3
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	1	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	1	2	3	3	3

2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

障害児通所支援事業の利用状況や社会情勢・ニーズの変化などを踏まえ、令和11年度までのサービス利用見込量を定めるとともに、必要なサービス量の確保を図ります。

(1) 障害児通所支援等

■サービスの内容

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に実施します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある児童などの重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る給付決定前に障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援事業者や関係機関との連絡調整を行います。また、給付決定後、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証（モニタリング）し、障害児通所支援事業所等との連絡調整や、必要に応じて計画の見直しを行います。

【見込量算出の考え方】

- 平成30年度から令和4年度の実績の推移から各年度の伸び率を算出して今後の推移を考察するとともに、社会情勢や施設の整備状況等も考慮しながら見込量を算出しています。

■見込量

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	人日/月	282	300	300	300	282	276	270
	人/月	47	50	50	50	47	46	45
医療型児童発達支 援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサー ビス	人日/月	870	870	870	870	840	840	810
	人/月	145	145	145	145	140	140	135
保育所等訪問支援	人日/月	3	3	3	3	3	3	3
	人/月	3	3	3	3	3	3	3
居宅訪問型児童発 達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	44	45	45	45	40	40	40

※数値：上段は「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」、下段は1か月当たりの利用人数。

【見込量確保の方策】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスは今後もニーズは高いと考えられるため、サービス提供事業者と連携し、受入枠の確保に努めます。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は近年、利用実績がないため、当面「0人」としています。

1 相生市障害者自立支援協議会設置要綱

平成28年3月31日

訓令第32号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、本市の総合的な障害福祉に関するシステムづくりのための中核的な役割を果たす協議の場として、相生市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の自立した地域生活を支援するための方策を協議すること。
- (2) 処遇困難な障害者への対応を協議すること。
- (3) 障害福祉計画等の策定及び評価等に関すること
- (4) その他障害者の自立支援に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者福祉に関する各種団体等に属する者
- (2) 障害者福祉に関する機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委嘱後最初に召集する協議会は、市長が召集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 市長は、第2条各号に規定する所掌事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 相生市障害者自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

選 出 区 分		氏 名
障害者団体	相生市身体障害者協会	森 善久
	相生市手をつなぐ育成会	田中 文江
	兵庫県精神障害者相談員	三木 豊
学識経験者	相生市医師会	◎西川 梅雄
	障害児心理相談員	○瀧川 壽彦
福祉団体	社会福祉法人相生市社会福祉事業団	宮崎 直樹
	社会福祉法人みどり福祉会	北岡 信夫
	相生市民生・児童委員協議会	有田 耕三
	西播磨障害者就業・生活支援センター	鹿田 章展
	NPO法人 自立支援プラザ相生	富田 要
	社会福祉法人相生市社会福祉協議会	橋本 昌司
	指定特定相談支援事業所みどり	兒島 良三
関係行政機関	龍野公共職業安定所相生出張所	祐尾 元秀
	西播磨県民局赤穂健康福祉事務所	藤田 伸輔
	相生市教育委員会	木本 博子

◎会長 ○職務代理者

3 計画の策定経過

年月日	会議等	内容
令和5年6月7日	第1回 相生市障害者自立支援 協議会	<ul style="list-style-type: none">・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗状況について・第4次障害者基本計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について・アンケート調査の実施について
令和5年7月4日 ～7月21日	市民アンケート調査の 実施	<ul style="list-style-type: none">・障害のある人（1,500人）・18歳以下の市民（500人） <p>※無作為抽出</p>
令和5年7月5日 ～7月28日	関係団体等アンケート 調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・当事者団体（2団体）・障害福祉サービス事業所（23事業所）
令和5年11月15日	第2回 相生市障害者自立支援 協議会	<ul style="list-style-type: none">・第4次障害者基本計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（素案）について
令和5年12月25日 ～令和6年1月22日	パブリックコメントの 実施	
令和6年2月8日	第3回 相生市障害者自立支援 協議会	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・第4次障害者基本計画並びに第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）について

4 用語解説

あ

●あいあい作品展

心身障害者（児）の作品を展示し、障害に対する理解と認識を深め、心身障害者（児）の更生意欲を高揚することを目的とした作品展のこと。

●あいあいスポーツ大会

障害のある人の交流及び社会参加、健康増進を目的として相生市で開催されているスポーツ大会。地域住民が参加し、障害への理解を深める場にもなっている。

●あんしん見守りグッズ

外出時の身元を確認する手段として、事前にあんしん見守り事業に登録した高齢者などに交付するグッズのこと。見守りグッズを携帯した人が、急病、事故、ひとり歩き等の緊急時である旨の通報を受け、または登録者に関する照会があった場合、登録者の緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、警察、消防、病院等必要と認められる関係機関に対し、登録者の登録情報を提供する。

●一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、「労働基準法」や「最低賃金法」などの労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態のこと。

●医療支援型グループホーム

看護師が24時間常駐し、重度の身体障害者が人工呼吸器の装着などの医療的ケアを受けながら生活できるグループホームのこと。

●医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

●インクルーシブ教育

「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障害のあるなしにかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学べることをめざす教育理念と実践プロセスのこと。

●運転ボランティア

社会福祉協議会が所有する福祉車両を使用して、自力での歩行が困難なため車いすを利用している住民の通院や買い物などの送迎サービスを行うボランティアのこと。

あ

●SDGs(エス・ディー・ジーズ)

「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。持続可能な世界を実現するために、国連加盟193か国が平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間で達成するためには掲げた目標で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された。「すべての人に健康と福祉を」など17のゴール（目標）と169のターゲット（より具体的な目標）から構成されている。

●SNS

Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。

●NPO 法人自立支援プラザ相生

障害のある人の自立と社会参加への支援、障害者福祉の増進を図ることを目的として設立された法人。就労支援事業や発達障害児等療育事業などを実施している。

か

●基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護、虐待防止等を行う。

●言語聴覚士

音声機能、言語機能、摂食・嚥下機能、または聴覚に障害のある人、それが予測される人に対して、その機能の維持向上やコミュニケーション力などの向上を図るために援助を行ったりする国家資格の専門職のこと。

●公認心理師

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、助言や指導、援助、分析などを行う人のこと。

●合理的配慮

個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談、読み上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。

●緊急通報システム

聴覚機能、言語機能等に障害のある人が、インターネット端末を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムのこと。本市ではNet119緊急通報システムという。

●サービス提供事業者

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所のこと。

●作業療法士

身体や精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動きなどの応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専門職のこと。

●サポートファイル

障害のある人の成育歴やサポート、ケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理するノートのこと。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人のこと。

●社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、ソーシャルワーク専門職の国家資格。社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って身体上若しくは精神上の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。

●重度心身障害者介護手当

65歳未満で身体障害者手帳1・2級または重度の知的障害と判定され、居宅において6か月以上常時臥床もしくは同様の状態である人を主として介護している人に支給する手当のこと。

●重症心身障害者福祉年金

重度の身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の認定を受け、本市に引き続き1年以上住所を有する人に支給する手当のこと。

●手話通訳者／手話奉仕員

手話通訳者は民間機関が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格し、都道府県に認定された人のこと。手話奉仕員は市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のこと。いずれも聴覚障害のある人を、手話によるコミュニケーションで支援する。

●障害基礎年金

病気やケガなどで、法律で定められた1級または2級の障害の状態になったときに支給される年金のこと。

●障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律。

●障害者相談員

本人またはその家族等から構成され、様々な相談に応じて必要な指導を行うとともに、障害のある人の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う相談員のこと。

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給する手当のこと。

●情報アクセシビリティ

年齢や障害のあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

●ジョブコーチ

職場適応援助者とも呼ばれ、障害のある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどをを行う人のこと。

●生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、相談支援員が一緒に課題を整理したうえで一人ひとりに応じた支援プランを作成する事業。ハローワークとの連携による就労支援、市や関係機関による生活支援のための様々な施策などの活用により、生活困窮状態からの脱却に向けた継続的できめ細かい支援を行う。

●成年後見制度

認知症や知的障害・精神障害のある人などの権利を擁護するための制度。家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人に代わって財産の管理や契約行為などを行う。

●善意のつどい

兵庫県が6月1日を「善意の日」と定めたことから、6月を善意月間とし、寄付などの善意運動への普及啓発として講演会などを開催している。

●地域共生社会

制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

●地域生活支援拠点

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

●地域生活支援事業

障害のある人の自立した日常生活や社会生活などを支えるため、都道府県や市町村が行う事業のこと。全国一律に実施される必須事業と、都道府県や市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて行う任意事業がある。

●地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備をめざしたシステムのこと。

●点字・声の広報

活字による読書が困難な人に対し、市や社会福祉協議会が発行している広報誌等をボランティア団体が点訳や音訳して送付する事業のこと。

●特別支援学級

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害などの障害のある児童生徒のために、小中学校に設置された学級のこと。

●特別支援教育コーディネーター

学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行うのこと。

●特別障害者手当

20歳以上の在宅で生活している重度障害者であって、常時介護を必要とする人に支給する手当。

な

●西播磨障害者就業・生活支援センター

障害のある人が、身近な地域で安心して働き、自立した生活を送るために、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して必要な支援を行う「障害者雇用促進法」に基づく事業。兵庫県社会福祉事業団赤穂精華園が国と県から委託を受け、「西播磨障害者就業・生活支援センター」を開設している。

●西播磨成年後見支援センター

成年後見制度や対象者理解のための普及・啓発を始め、生活や財産に関する不安や困りごとについて相談に応じ、本人の権利が守られるよう支援したり、権利擁護の担い手養成などを行う機関のこと。西播磨の3市3町がたつの市社会福祉協議会に「西播磨成年後見支援センター」を共同して委託し、たつの市揖保川総合支所内に開設している。

は

●ハローワーク

公共職業安定所。職を求める人間と人材を求める事業所の仲介や斡旋を行う公的機関のこと。

●バリアフリー

障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

●ピアサポート

同じ問題や課題、悩みなどを持っている人や、同じような環境にいる人同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。

●ピアサポーター

自ら精神疾患の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の精神疾患のある障害のある人の支援を行う人のこと。

●BCP

Business Continuity Plan の略。災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画のこと。

●避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人のこと。

●兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会

県内の障害のある人が、スポーツを通じて体力の維持増進と社会参加意欲の高揚を図るとともに、県民の障害に対する理解と認識を深め、交流を広げることを目的として実施するスポーツ大会のこと。

●兵庫県心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者（加入者）が生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、その保護者（加入者）が亡くなった場合などに、障害のある人に終身にわたって一定の金額を支給する任意加入の制度のこと。

●福祉車両

車いすのまま乗車できたり、ストレッチャーなどで寝た状態のままでも乗車できる車両のこと。

●福祉タクシー

主に身体障害のある人の移動や外出をサポートするタクシーのこと。

●福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

●福祉避難所

災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病者など、一般的な避難所では生活に支障を来たす人を受け入れてケアする避難所のこと。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

●ペアレントトレーニング／ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングは、育児に不安や悩みがある保護者や発達障害のある児童をもつ保護者などが、子どもの特性や子どもとの接し方などを学ぶこと。これに対し、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）などにより、効果的なペアレントトレーニングができるよう考えられたプログラムをペアレントプログラムという。

●ペアレントメンター

自らも発達障害のある児童を育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障害のある児童をもつ親に対して、共感性に基づく支援を行う。

●ヘルプマーク／ヘルプカード

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク（カード）のこと。

ま

●民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」も兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や

●ユニバーサルデザイン

障害のあるなし、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

●要約筆記／要約筆記者

聴覚に障害のある人に対し、会議や授業、会話などの内容を、要約して文字にし、その場で伝えるコミュニケーション支援のこと。要約筆記を行う通訳者のことと要約筆記者という。

ら

●理学療法士

理学療法士及び作業療法士法によって創設された国家資格。身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う。

●療育

障害のある児童の障害を軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

●臨床心理士

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、精神疾患や心理的な問題の助言、改善を支援する専門職種のこと。

わ

●若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの人を対象に、就労に向けた支援を行う機関のこと。

相生市障害者福祉長期計画

【令和6年3月】

編集・発行／相生市 健康福祉部 社会福祉課

〒678-0031

兵庫県相生市旭一丁目6番28号

電 話：0791-22-7167

FAX：0791-23-4596

E-mail : shogaifukushi@city.aioi.lg.jp

相生市
相生市障害者福祉長期計画